

# 西蒲区地域福祉計画

# 西蒲区地域福祉活動計画

平成21年度(2009年度)～平成26年度(2014年度)



支えあい、助けあう  
みんなでつくる明るく豊かなまち



平成21年3月  
新潟市西蒲区  
新潟市西蒲区社会福祉協議会



# 西蒲区地域福祉計画・地域福祉活動計画発刊にあたって



西蒲区役所  
区長 速水 裕

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子・高齢化や核家族化の進展、地域における連帯感の希薄化など社会情勢は大きく変化してきております。

住み慣れた地域で誰もが安心して快適に暮らしていくためには、地域でお互いに助け合い支え合うことが必要になりました。

本市では広域市町村合併により市域が広くなり、地域における福祉や生活に対する課題や福祉ニーズが異なることから、区ごとに「地域福祉計画」を策定することになりました。

西蒲区では恵まれた自然環境の中で「人と人が温かくふれあうまち」づくりを目指しており、既に策定されている「新・新潟市総合計画」や「区ビジョンまちづくり計画」などとの整合性を図り、お互いに連携していくよう地域福祉計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、地域住民や社会福祉協議会など団体、行政が連携・協働して地域福祉を推進していくこととしており、市民の皆さまが、自分たちの住む地域をより良くするための活動に、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にあたり、多大のご尽力をいただきました西蒲区地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、地域座談会などにおいて、たくさんの貴重なご意見やご提言をいただきました多くの方々に心から感謝申し上げます。



西蒲区社会福祉協議会  
会長 佐藤七治郎

この計画の着手は、昨年3月の策定委員会発足からスタートしました。委員会では回を重ねるたびに活発な意見交換がなされ、区民から幅広い意見を聴取することが、計画の原点であるとの提案をいただきました。そこで、旧町村単位で住民座談会を開催し、さらに福祉団体等へのアンケート調査を併行して行い、計画策定の基礎となる貴重な意見や課題がたくさん寄せられました。これらを基に委員会でさらに熱心に討論を重ね、この度、4つの基本目標を定め区制後最初となる本計画が誕生しました。

私ども西蒲区社会福祉協議会は、この計画を遂行するにあたり、新潟市社会福祉協議会本部が新たな支え合い（共助）システムを目指して考案した「にいがた安心ささえ愛ネット」の構築に一躍を担うとともに、行政の力では解決できない分野、特にボランティアの育成や住民同士のたすけあい精神を培う事業等に着手し、計画の実働部隊としての役割を果たせるよう努力していく所存でございます。

これからも、区民の皆様方の格別なご支援ご協力を願い申し上げます。

## はじめに



西蒲区  
地域福祉計画策定委員会  
委員長 真島 福一

「地域福祉」とは、一体どのような意味なのでしょうか。近年における社会環境の変化に伴い、地域においては、人間関係の希薄化、高齢者の孤立や介護問題、若い母親たちの育児不安、子供たちの登下校時の安全の問題など、生活課題や福祉ニーズが増大・多様化し、行政による福祉施策の推進にもかかわらず、地域の中で誰もが安心して快適に暮らし続けることが期待できない状況になっています。

それでは、社会全体としてどのように取り組んだらよいのでしょうか。

福祉は、これまでのような行政等の提供するサービスを「受ける」だけの福祉、「待っている」福祉では、増大・多様化する福祉ニーズに対処しきれないので当然です。一人ひとりが福祉サービスの「担い手」でもあるとの意識を高め、「支え合い助け合い」の精神のもとに、お互いができる範囲で手を差し伸べることにより、ニーズにきめ細かく対応できること、そして地域住民を含めた様々な主体が持てる力と知恵を出し合い、地域が協働して福祉活動に取り組んでいくことが増大・多様化する住民ニーズに的確に対応できる最良の方策であると広く支持されるようになりました。

福祉のあり方を地域という視点から見直し、地域が協働して支え合い助け合いを基に福祉を推進することが「地域福祉の本旨」であり、その推進の仕組みをつくるのが「地域福祉計画」であります。

計画は、地域住民の意見が反映された福祉課題に対して、「地域」「行政」「社会福祉協議会等」の三主体が、適切な役割分担のもとで連携して取組んでいくという形で推進の骨格と道筋ができたものと思います。

この計画の大きな特色は、策定段階から実施に至るまで初めて住民参加のもとで進められるということで、まさに画期的なことになります。それ故に、住民にとって初めて体験する事柄も少なくなく、これからどのように取り組んでいけばよいのか戸惑いが生ずる筈です。行政や福祉団体等の積極的な助言と適切な指導が要請されるとともに、ボランティアアドバイザー、コーディネーター等、地域全体を引っ張っていくリーダーの発掘が急がれます。

また、各主体とも、経費や予算の問題、人手や人材の不足、人びとの福祉への認識度や協力への温度差など課題も多く、直ちに実施するのが困難なものも少なくありません。

計画書は完成したとはいえ、まだ緒についたばかりです。地域の福祉が確実に伸展するためには、各主体が、「地域の福祉は我々が協働でつくるもの」との自覚のもとに極力協力し合い、それが担っている役割を十分果たしているか、しっかりと検証しながら、「計画」→「実行」→「反省」を反復しつつ、できることから着実に実践していくことが最も大切であると思います。

終わりに、計画の策定に際して、地域住民はじめ多くの皆様から貴重なご意見と多大のご協力をいただきましたことに対し心から感謝を申し上げます。

# ＊＊＊　目　　次　＊＊＊

<b>第1章 計画の概要</b>	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画策定までの経過	2
5 西蒲区地域住民座談会	4
6 計画策定の体制	6
 <b>第2章 西蒲区の現況</b>	7
 <b>第3章 計画の基本理念と基本目標</b>	8
1 基本理念	8
2 基本目標	8
 <b>第4章 西蒲区における地域福祉の推進</b>	10
1 地域住民等の意見（現状と課題）	10
2 課題に対する具体的な取り組み	14
(1) 地域で支えあい、助けあうまちづくり	15
(2) みんなが参加し、活動できるまちづくり	18
(3) 健康で活気のあるまちづくり	21
(4) 安心して快適に暮らせるまちづくり	23
 <b>第5章 計画の総合的かつ効果的な推進に向けて</b>	26
1 連携体制の確立	26
2 計画の周知	26
3 「西蒲区地域福祉計画推進委員会（仮称）」の設置について	26
4 地域福祉に関する助成制度	27
 ～資料編～	
1 西蒲区地域福祉計画策定委員会設置要綱	36
2 西蒲区地域福祉計画策定委員会委員名簿	38
3 人口と世帯	39
4 高齢者の現況	40
5 西蒲区の障がい者の現況	42
6 子どもの現況	44
7 福祉のまちづくりアンケートの結果	45
8 福祉団体等アンケート結果	51
9 福祉団体等アンケートでの運営上の問題点・自由意見	53
10 西蒲区福祉関係社会資源一覧表	59
11 用語解説	60

## 第1章 計画の概要

### 1 計画策定の趣旨

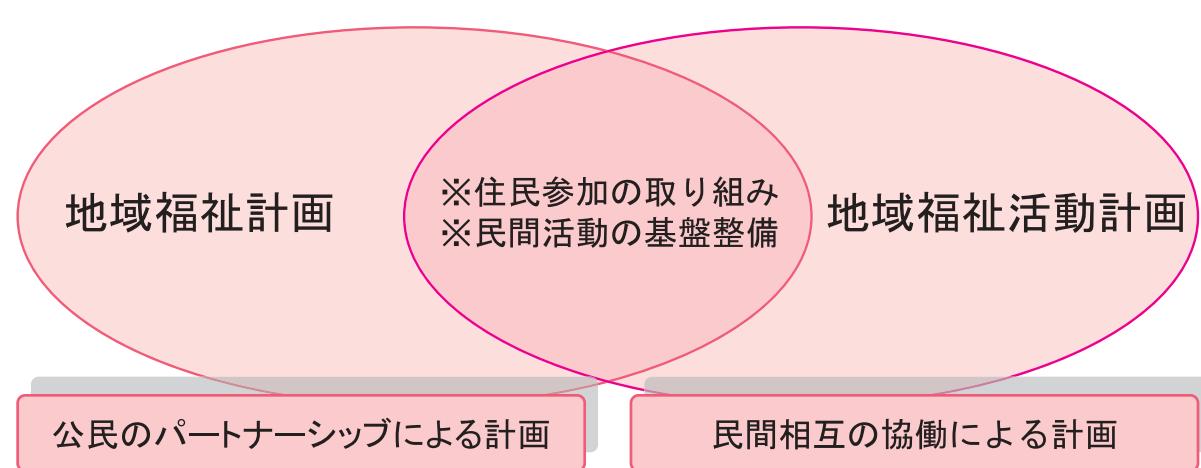
近年、急速な少子高齢化や核家族化の進展、地域における住民の連帯感の希薄化など社会情勢は大きく変化するなかで、個人の価値観の多様化、ライフスタイルの変化、プライバシーの保護などにより、地域における福祉や生活に対する課題やニーズは多種多様となり、今までのような行政が担う公的な福祉サービスだけでは問題の解決やニーズに対応しきれない面が出てきています。その一方で、家族同士や近所との付き合いが少なくなるなどして、身近な地域で人々が支えあい、助けあう力が弱くなっています。

このような状況の中で、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の中で安心して健やかに住み続けることができるためには、基本的な福祉ニーズは公的機関が担うという原則を踏まえながら、地域住民が福祉は自らの問題であるとの認識に立ち主体的に福祉の推進にかかり、地域でお互いに支え合う力を高めていくことが大変重要になってきています。

そのため、地域住民・自治会・コミュニティ協議会・民生児童委員・福祉団体・ボランティア・企業など地域の様々な組織や団体と、行政・社会福祉協議会とが適切な役割分担のもとに連携し、地域が一体となって協働して福祉課題やニーズの解決に取組んでいく新たな仕組みづくり（計画）を行うことが必要になりました。

以上の趣旨から、地域福祉の推進を目指した行政計画としての「地域福祉計画」に加え、地域住民・自治会・コミュニティ協議会・ボランティア・NPO・福祉団体などによる自主的・自発的な福祉活動の推進を目指す社会福祉協議会の行動計画である「地域福祉活動計画」を一体的なものとして策定するものです。

### 一 体 的 に 策 定



## 2 計画の位置づけ

この計画は、平成12年6月の社会福祉法の改正により定められた「市町村地域福祉計画」として位置づけられています。

なお、本市では広域市町村合併により市域が広くなり、地域によって実情が異なることから、その生活基盤である区ごとに「地域福祉計画」を策定することになりました。

また、本市で既に策定されている上位計画である「新・新潟市総合計画」各区で策定されている「区ビジョンまちづくり計画」などの既存の計画との整合性を図り、お互いに連携していくよう地域福祉計画を策定しています。

## 3 計画の期間

平成21年度（2009年度）から平成26年度（2014年度）までの6年間の計画です。3年目の平成23年度（2011年度）で見直します。

平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
計画の策定期間	計画期間						
	進行管理	進行管理	計画の見直し	進行管理	進行管理	新計画の策定	

## 4 計画策定までの経過

平成20年3月に地域福祉計画策定委員会を立ち上げ、計画策定に着手しました。

その後、策定委員会を重ね、意見聴取のため平成20年7～8月には地域住民座談会、平成20年8～9月には福祉団体等へのアンケートを行いました。

また、平成20年12月から平成21年1月にかけてパブリックコメントを実施し、素案に対する意見の募集を行いました。

### 平成19年度

年月日	主な内容
平成20年3月26日	第1回策定委員会 (委員の委嘱、委員長選任、計画の趣旨説明、今後のスケジュール説明など)

## 平成20年度

年月日	主な内容
平成20年4月25日	第2回策定委員会 (作業部会、課題の洗い出しの方法、座談会の開催について、など)
平成20年5月27日	第3回策定委員会 (課題の洗い出し、座談会について、素案の作成について、など)
平成20年6月24日	第4回策定委員会 (課題の洗い出し(2回目)、座談会について、ヒアリング・アンケートについて、など)
平成20年7月23日	第5回策定委員会 (座談会の運営、素案について、アンケートについて、など)
平成20年7月26日	巻地区地域住民座談会
平成20年8月～9月	福祉団体等アンケート調査
平成20年8月3日	鴻東地区地域住民座談会
平成20年8月8日	西川地区地域住民座談会
平成20年8月12日	岩室地区地域住民座談会
平成20年8月23日	中之口地区地域住民座談会
平成20年9月25日	第6回策定委員会 (座談会結果集約、アンケート中間報告、素案について、など)
平成20年10月30日	第7回策定委員会(素案の検討、自治協への報告について、など)
平成20年11月14日	小委員会(素案の検討について)
平成20年11月27日	第8回策定委員会 (素案の検討・修正、地域福祉活動計画について、など)
平成20年12月	自治協議会・議会への報告
平成20年12月～平成21年1月	パブリックコメントの実施
平成21年1月29日	第9回策定委員会(パブリックコメントの反映)
平成21年2月27日	第10回策定委員会(計画最終案の決定)
平成21年3月	議会への最終報告、計画の公表

## 5 西蒲区地域住民座談会

西蒲区地域福祉計画を策定するにあたり、地域住民の意見を聴取するため、西蒲区の5地域で地域住民座談会を行いました。

西蒲区における、地域福祉のさまざまな課題・問題や意見が出され、その結果は計画へと盛り込まれました。

開催日	時 間	会 場	参加人数
7月26日（土）	午後1時30分～午後3時30分	巻地域保健福祉センター	12
8月3日（日）	午後1時30分～午後3時30分	潟東健康センター	10
8月8日（金）	午後7時00分～午後9時00分	西川健康センター	38
8月12日（火）	午後7時00分～午後9時00分	岩室出張所内 コミュニティ協議会室	18
8月23日（土）	午後1時30分～午後3時30分	中之口地区公民館	9

### ○地域住民座談会の様子

7/26 巷地区



8/3 潟東地区



## 8 / 8 西川地区



## 8 / 12 岩室地区



## 8 / 23 中之口地区

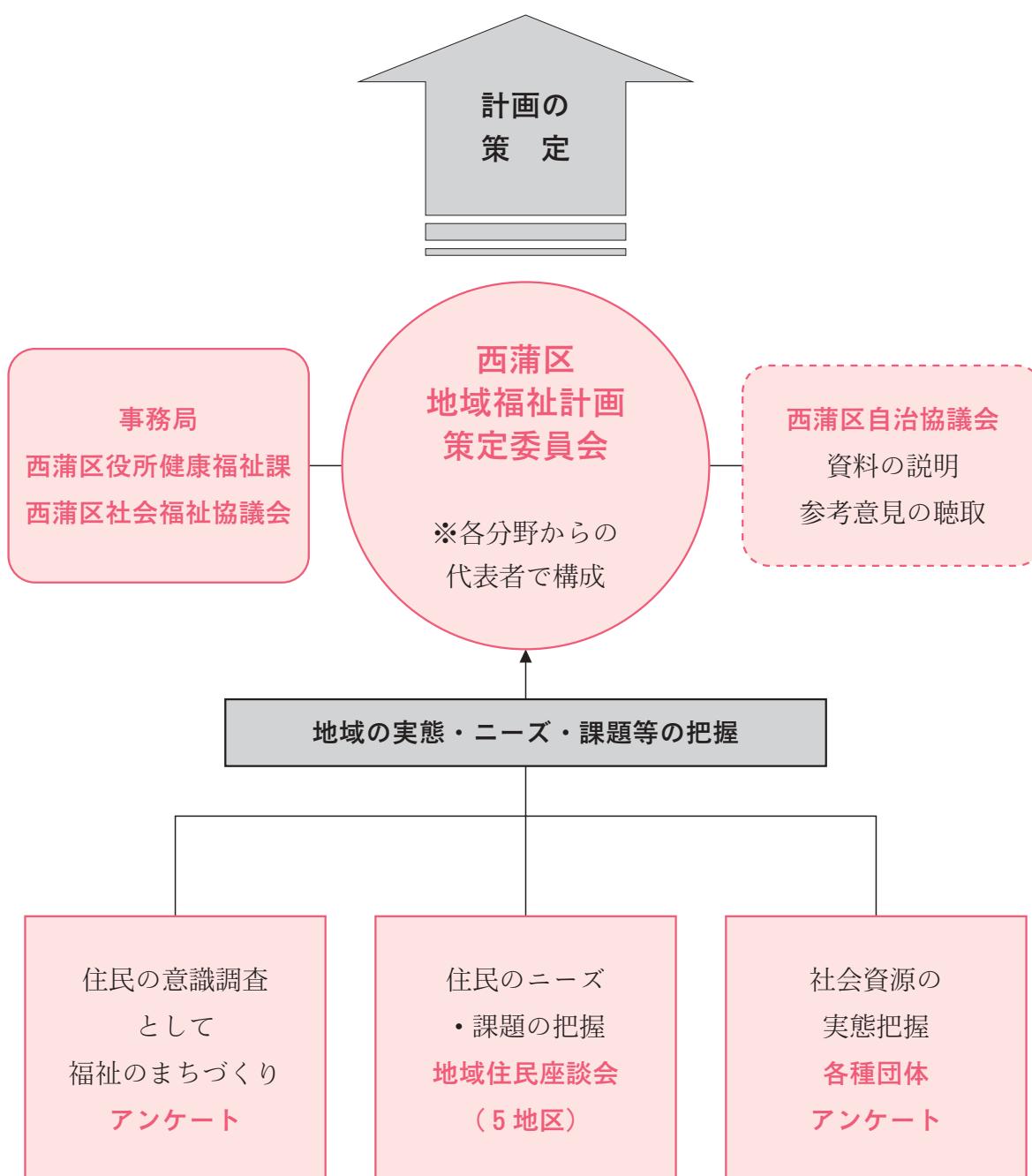


## 6 計画策定の体制

西蒲区地域福祉計画の策定にあたり、西蒲区地域福祉計画策定委員会を設置し、関係機関と連携をとりながら、計画について検討する。

また計画策定の参考とするため、住民からの意見聴取手段として、福祉のまちづくりアンケートや地域住民座談会を行い、そのほか地域に存在する福祉団体へのアンケートを行いました。

### 西蒲区地域福祉計画・西蒲区地域福祉活動計画



## 第2章 西蒲区の現況

西蒲区は、新潟市の西に位置し、8つある区の中でもっとも面積が広く、全市の4分の1を占めています。

西蒲区は、平成17年3月21日に新潟市と合併した旧岩室村、旧西川町、旧潟東村、旧中之口村と、平成17年10月10日に新潟市と合併した旧巻町で構成されています。

現在旧巻町に5つのコミュニティ協議会と、それ以外の旧4か町村におのおの1つずつコミュニティ協議会があり、地域活動の要となっています。

区の人口は、63,187人（H20.3.31現在）となっており、市内8区の中では2番目に人口が少ない区です。また、世帯数は18,828戸で、世帯数の増加率は市内8区ではもっとも少なくなっています。

高齢者人口（65歳以上）の割合は24.3%、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は62.7%、年少人口（15歳未満）は13.0%となっています。

新潟市全体と比較して、65歳以上の高齢者人口が多く、15歳以上65歳未満の生産年齢人口は少なく、年少人口はほぼ同じとなっています。高い高齢化率と世帯数の増加率の低下から少子高齢化の進行がうかがえる半面、西蒲区においては異なる世代が同居している世帯が、他の地区に比べて多いと推測されます。

また、西蒲区は5つの旧町村によって構成され、広い面積に対して少ない人口などの他の区と異なる地域特性を持っています。区役所を核として、各地区が互いに調和しながら結びつきを強化することが重要です。

### ○西蒲区内福祉団体等の活動状況の傾向について

- ・西蒲区は、新潟市と合併した西蒲原郡の旧5町村によって構成されており、今でも旧町村単位での活動が活発です。

そのため、どの団体も比較的地元との結びつきが強く、地域に根ざした活動を行っています。

合併・政令市移行を経た今後は、西蒲区全域へのサービス提供区域の拡大、近隣地域への活動範囲の拡大など変化していく可能性があります。

- ・活動上の問題点として、費用や人材の問題を挙げる団体が多数ありました。増大する福祉のニーズに対して、地域でのサービスや支援の担い手である各種団体の負担が大きいことを示しています。

- ・各種団体間の連携については、まだまだ不十分と言えます。今後は、団体同士が特性を生かしながら、お互いに足りない点を補い合えるように、連携を強化していく必要があると思われます。

## 第3章 計画の基本理念と基本目標

地域住民座談会及び地域福祉計画策定委員会で出された意見（福祉の現状に対する認識、課題等）、福祉団体等に対するアンケート調査、福祉のまちづくりアンケートなどを基に、計画の「基本理念」と「基本目標」を定めました。

### 1 基本理念

～ 支えあい、助けあう、みんなでつくる明るく豊かなまち ～

### 2 基本目標

#### (1) 地域で支えあい、助けあうまちづくり

地域に暮らしている人々が、普段からふれあい交流することでお互いに信頼関係を築き、思いやりを持って、ともに支えあい助けあえるような地域づくりを目指します。

##### 取り組みの方向性

- ①住民のふれあいを推進し、お互いに助け合えるような地域づくりに努めます
- ②地域に人の集まる場や、機会を作るよう行動します

#### (2) みんなが参加し、活動できるまちづくり

住民一人ひとり自らが地域福祉の担い手であることの自覚を促し、積極的に地域福祉に関わっていける人材の育成に努めるとともに、ボランティアなど福祉活動の積極的なPRや啓発を行い地域福祉活動の活性化を図ります。

##### 取り組みの方向性

- ①共助の意識を高め、住民参加とボランティア活動を推進します
- ②地域において、積極的に福祉活動を行える人材の育成に努めます
- ③福祉に関する情報を収集し、活用を図ります

### (3) 健康で活気のあるまちづくり

長寿社会を迎えており、すべての人が生涯健康でいきいきとした生活をおくれることが最大の願いです。

そのために、人々の健康に対する意識の向上を図るとともに、病気やケガに速やかに対応できるよう、地域の医療機関や行政など関係者が連携して取組んでいきます。

#### 取り組みの方向性

- ①住民が健康にいきいきと暮らせる地域を目指します
- ②医療機関や行政と連携し、地域医療の向上を目指します

### (4) 安心して快適に暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れたまちで、安心して暮らせることが願っています。そのため、高齢者や障がい者、子どもにやさしいまちづくりと、災害への備えや事故・犯罪の防止に取り組んでいきます。

#### 取り組みの方向性

- ①誰にとっても、どこであっても不便さのない地域を目指します
- ②防災・防犯・交通安全など地域の安心・安全確保に努めます
- ③地域の問題について、柔軟に対応・相談のできる拠点づくりを目指します



## 第4章 西蒲区における地域福祉の推進

### 1 地域住民等の意見（現状と課題）

地域住民座談会及び地域福祉計画策定委員会で出された意見（福祉の現状に対する認識、課題等）、各種団体に対するアンケート調査における意見の主なものは次のとおりです。

#### 地域福祉関係

- ・個人情報保護法で地域の人々の顔が見えにくい。
- ・知り合いに手続き等の代理頼まれるが、本人でないと断られる場合が多くなった。
- ・農村部とそれ以外の地域のコミュニケーションづくりが大変。
- ・お祭りなど地域行事の継続を。
- ・文化交流を盛んにし、共通理解が得られるようなテーマ作りをする。
- ・世代間の交流をもっとすすめる。
- ・旧町村で行っていたものが合併時に終わってしまった。
- ・気軽に周りに助けてと言える工夫を。
- ・各種団体、学校が横断的に連携する必要がある。
- ・自治会への要請が多く、自治会長の負担が大きい。
- ・地区役員のなり手がない。
- ・地域にパブリックコメントを求められても、関心が無い。
- ・合併した各地区の状況について、情報が少ない。知られていない。
- ・福祉について、理解している人と理解していない人とで情報格差が大きい。
- ・プライバシーとの兼ね合いで、ボランティア活動に限界を感じる。
- ・各イベントのPRが足りない。
- ・ボランティア活動のリーダーがない。
- ・ボランティアに参加する人が少なくなってきており、活動が下火。
- ・ボランティア参加者の高齢化が目立つ。
- ・ボランティア同士を調整する窓口を作るべき。
- ・どんなボランティアがあるのか分からぬ。
- ・有償でボランティアをしても良いのではないか？
- ・健康づくりの場所がない。
- ・健康づくりの情報収集はどうすればよいか？
- ・区域外への通院が多い。区内の医療機関の現状は？
- ・住んでいる地域で医療を受けられるように、二次救急病院が欲しい。
- ・どの病気のとき、どの医者へ行けばいいか分からない。
- ・ひきこもりの人が地域にいる。それらに対する対策は？
- ・家族関係の再構築が必要。

- ・公園や道路にゴミが多い。
- ・市街地以外では公共交通機関がとても少ないので、イベント等に参加したくてもできない。
- ・男女平等な社会の実現を。
- ・男性は地域の行事への参加が少ないよう思える。
- ・緊急時・災害時の連絡体制はどうなっているのか。
- ・避難場所・避難経路の周知をしなくてはならない。
- ・定期的に防災訓練を行いたいができない。
- ・自主防災組織が地域に無い。
- ・人口の少ない地域は、人気が少なく防犯上心配だ。
- ・地域の茶の間的に住民が集まれる場所を。
- ・地域の福祉拠点の設置を望む。

### 高齢者福祉関係

- ・高齢者の支援で、近所同士協力してほしい。
- ・将来、一人暮らしや高齢者のみの世帯になりそうな世帯への事前の支援。
- ・一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯への支援が必要。
- ・若い世代との交流を積極的に進めるべきである。
- ・高齢者が集まれる場所、活動できる場所の提供を。
- ・高齢者で家に閉じこもって、うつうつとしている人がいる。
- ・高齢者が、自分の経験や能力を発揮する場や機会を作りたい。
- ・世代間交流の場を作るべきである。
- ・老人クラブ活動が停滞気味である。どうしたらよいか？
- ・高齢者の生きがいづくりが求められている。
- ・行事やいきがい活動に参加するためには交通手段の確保が必要。
- ・生きがいを持てる環境づくりを。
- ・高齢者の健康問題に対しての支援を。
- ・高齢者の健康に関する学習の機会を。
- ・病院がどこも満床で、入院ができない。
- ・在宅生活に向けての支援がほしい。
- ・介護施設と地域との交流の場があるとよい。
- ・高齢者自身への支援はたくさんあるが、介護している家族への支援はあまりない。また、交流の場もないで、そのような場を作っていくべき。
- ・高齢者の交通手段について、バスだけでは限界がある。
- ・買い物に行けない高齢者が、お店に注文をとりに来てもらう、配達をしてもらうなど商店と連携をとれないか？
- ・近くに生活用品を買えるところがない。

- ・災害時の高齢者への支援は？
- ・地区の交通安全対策を。高齢者や子どもを事故から守らなくてはならない。
- ・高齢者は交通事故に遭う確率が高い。
- ・シルバー人材センターはどのような活動をしているのか？
- ・高齢者が悩み等を相談する窓口を作ってほしい。
- ・高齢者への支援と、老人クラブ活動を組み合わせられないか？

## 障がい者福祉関係

- ・プライバシーを気にしすぎて、お互いに間に壁を作ってしまっている。
- ・地域の障がい者の顔が見えない。交流の機会を。
- ・障がい者への理解が進んでいない。障がい者を知るための機会をもっと作ってほしい。
- ・特に子どもに障がい者ることを理解してもらいたい。
- ・障がい者の意見が伝えられる場があるとよい。
- ・地域の障がい者会の存続が難しくなってきている。
- ・介護従事者は女性が多い。男性を介護する場合、男性の介護従事者が良い場合もある。
- ・障がい者への対応の仕方、手助けの仕方が分からぬ。
- ・困っていても声をかけてくれる人がいない。
- ・障がいの方にもっといろいろな場に出てきていただきたい。また、そのような状況を作っていくべき。
- ・障がい者が関わるイベントの周知の徹底を。
- ・手話のできる人がもっと増えてほしい。
- ・障がい者の健康づくりについて。
- ・障がい者スポーツの振興を。
- ・知的障がい者を受け入れ、診察が出来る病院が少ない。
- ・精神障がい者について、どのように入院や受診を進めていったらよいか？
- ・移動が困難な障がい者への移動支援を。
- ・障害のある人が当たり前に生活できる社会、ノーマライゼーションの実現を。
- ・災害時、障がい者の援護をどうするか？（避難段階、避難所等で）
- ・障がい者を介護している家族に何かあったとき、支援できる体制や一時預かりの場があるとよい。
- ・ヘルパー等の介護業者は、24時間体制のところがほとんどない。既存のサービスと組み合わせて、24時間体制の確保を。

## 子ども・女性福祉関係

- ・子どもの遊び場が少ない。
- ・老人クラブなど高齢者と子どもと連携できぬいか？
- ・青少年の話し合いの場がない。
- ・核家族化のため、親が身近に相談できる人がいない。
- ・ひとり親家庭への支援を。
- ・少子化対策を。行政と住民が一体化して行う。
- ・少子化の原因のひとつとして、結婚しない人が増えていることがあげられる。
- ・イベントでの支援や保育ボランティアがあるとよい。
- ・親子で運動のできる場所を。
- ・親子でレクリエーションのできる機会を（休日で）。
- ・使い勝手の良い、親子の居場所をつくる。
- ・産婦人科医が少ない。
- ・妊娠・出産・育児をしていても仕事を辞めなくて良い雰囲気づくりを。
- ・育児中でも安心して働く場をつくる。
- ・育児中の親同士の情報交換の場を。
- ・災害に備えて、児童や母子への救護体制を。
- ・子どもの犯罪被害が増加している。緊急の課題である。
- ・育児中の母親の負担軽減、リフレッシュの機会や場をつくるべき。
- ・子どもの教育の見直しを。学校だけでなく、家庭や地域でも。
- ・学校が荒れているとのこと。何らかの支援が必要なのでは。また、学校の実態が良く分からぬ。
- ・学校と親と子ども、良好な関係を築いていく。
- ・いじめの実態が良く分からぬ。
- ・子どもの不品行や非行について、大人が叱らない。
- ・子どもの挨拶が無い。ゲームばかりして外で遊ばず、人とのコミュニケーションに乏しい。
- ・思春期の青少年の悩みの相談は？
- ・若者のモラルの低下が著しい。
- ・今の子どもは家の手伝いをしていない。家庭での会話もないのか？

## 2 課題に対する具体的な取り組み

西蒲区では地域福祉計画を策定するにあたり、5会場で地域住民座談会等を開催し、地域住民の意見等を求めました。

地域住民座談会及び地域福祉計画策定委員会において話し合われた内容について、福祉分野別に「現状と課題」として取りまとめ、これらの内容を検討のうえ計画策定にあたっての「基本理念」と「基本目標」を第3章のとおり定めました。

そして、課題に対する具体的な取り組みにあたっては、分野別になっている「現状と課題」を、互いに関連のある項目について整理したうえ、4つの「基本目標」に沿って、具体的に推進していきます。

### ※取り組みについて

#### 地域の取り組み

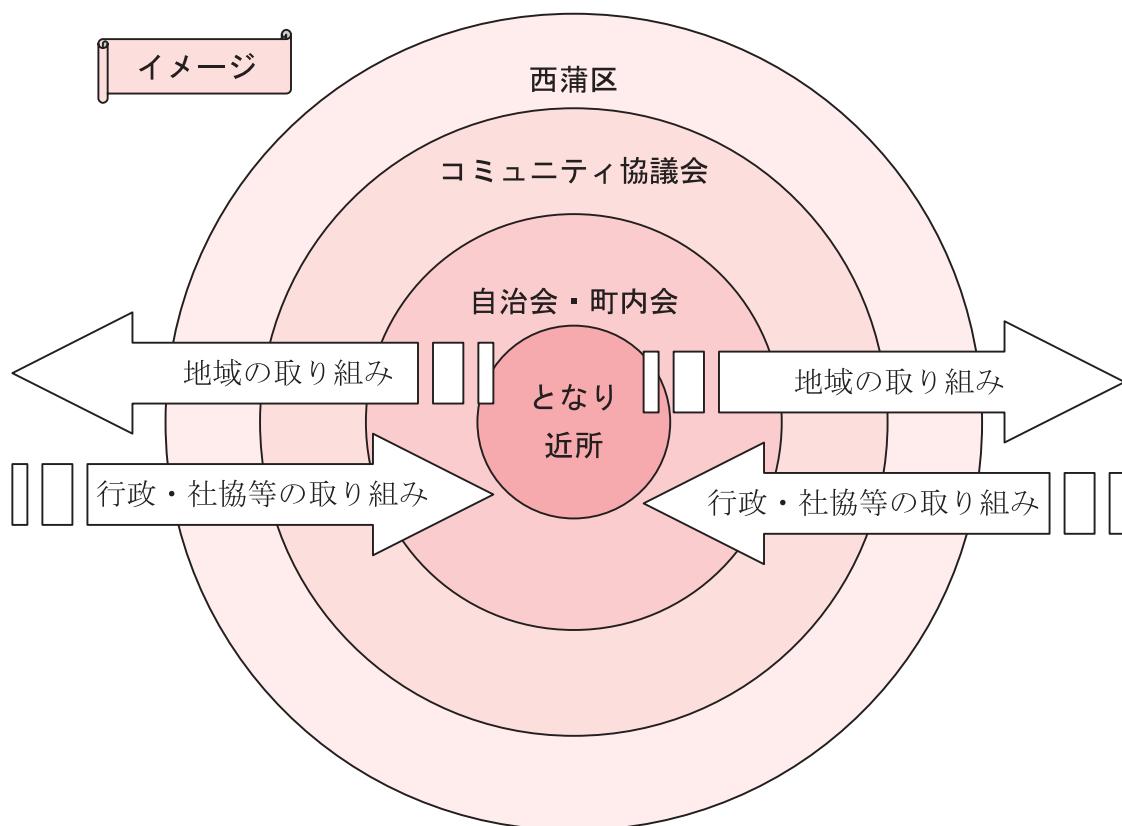
⇒地域のみなさんに、これから取り組んでいただくものです。

#### 行政の取り組み

⇒行政が既に実施しているもの及びこれから実行していくものです。

#### 社会福祉協議会や事業所・福祉団体の取り組み

⇒社会福祉協議会などの、地域の社会資源を担う団体が実施しているもの及びこれから実行していくものです。



## 基本目標

## 1 地域で支えあい、助けあうまちづくり

## 取り組みの方向性

- ①住民のふれあいを推進し、お互いに助け合えるような地域づくりに努めます
- ②地域に人の集まる場や、機会を作るよう行動します

## 地域の取り組み

- ・隣近所の関係は、まず挨拶から。そこからいろいろな話をして関係をつくりましょう
- ・「隣組」などの昔ながらの関係を見直しましょう
- ・学校や団体が関係する運動会やレクリエーションなど、イベントで交流を図り、普段参加していない人も誘うようにしましょう
- ・行政、社協、福祉団体などと連携を密にしましょう
- ・高齢者と若い人がお互いに話し合える機会、たとえば敬老会などを活用し、世代間交流の機会を増やしましょう
- ・高齢者への声かけなど安否確認を実行しましょう
- ・障がい者一人一人ではなく、一緒に活動できる流れを作りましょう
- ・障がい者と一般の人との協働のために、グループや団体にも呼びかけましょう
- ・子どもには、「悪いことをしたら叱る」ということを、地域ぐるみで実践しましょう
- ・大人から子どもにあいさつなどコミュニケーションをとりましょう
- ・利用目的などによっては公共施設の減免などを活用し、有効に利用しましょう
- ・地域の様々なイベントで異なる世代の人と交流しましょう
- ・身近な地域で、高齢者や障がい者、子どもが気軽に集えるサロンを活性化させましょう
- ・老人クラブへの参加、シルバー人材センターの活用など地域の社会資源を活用しましょう
- ・障がい者が気軽に地域の活動や行事に参加できる環境をつくりましょう
- ・障がい者との交流を通して相互理解に努めましょう
- ・子どもや支援が必要だと思われる世帯などについて、地域で助け合いのネットワークを構築しましょう
- ・親と子の居場所を地域で作っていきましょう

## 行政の取り組み

### 今後の取り組み

- ・地域と個人とのネットワークづくりの支援や、協力などのコーディネート
- ・地域コミュニティ活動などへの支援や協力
- ・公共施設、民間施設で空きスペースとして活用できるものについて、情報収集と提供
- ・地域の様々な年代の人が使いやすく、交流しやすい公園や広場の整備と適切な管理
- ・障がい者が働く場・機会を増すため、協力店・実習受入れ先等の調査とリスト作成及び啓発に努める
- ・地域コミュニティ協議会や自治会・町内会の活性化と、活動の活発化に向けての支援と協力

### 実施しているもの

- ・各地域の集会や行事への行政職員の参加
- ・自治会組織を通じての災害弱者の情報収集（名簿作成）
- ・災害時要援護者名簿の作成
- ・高・障・児トライアングル福祉交流まつりの開催
- ・生きがい対策推進事業（担い手：行政、社協、PTA、老人クラブ、子ども会など）
- ・老人福祉センター等の設置
- ・生きがい対応型通所事業
- ・老人クラブ運営費補助
- ・学校を利用した遊びのスペース（学校開放、ふれあいスクール）
- ・体育施設など屋内施設の幼児向けスペースや屋外の遊び場、図書館
- ・家族介護支援事業
- ・紙おむつの支給、寝具乾燥、訪問理容サービス
- ・あんしん連絡システム、福祉電話の貸与
- ・配食サービス
- ・各種助成制度
- ・就労支援 等

## 社会福祉協議会や事業所・福祉団体の取り組み

### 今後の取り組み

- ・障がい者グループ、団体、授産施設等が、一緒に社会活動に参加することで、意識の壁を無くせるようとする
- ・閉じこもりがちな人を人が集まる場所へ誘う
- ・障がい者の作品について発注・受注情報を提供し、作品を活用
- ・地域住民同士のコミュニケーションを活発にするために、他世代交流・イベント交流などへの参加を、行政と一緒にコーディネート
- ・誰でも来られる交流の場を、歩いていける場所を作る
- ・一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯への安心袋（箱）の配布
- ・各種福祉団体への加入者の促進を行政と連携して支援

### 実施しているもの

- ・日常生活自立支援事業
- ・西蒲区健康福祉まつりの開催
- ・友愛訪問事業、愛の一声運動
- ・一人暮らし老人給食サービス
- ・コミュニティフェスティバル
- ・地域交流活動助成事業（地域の茶の間）・ふれあい昼食会
- ・社会福祉協力校の活動推進
- ・ふれあい福祉センター、老人福祉センターの管理
- ・いきいき元気芸能祭やいきいきふれあいスポーツ大会の開催
- ・ニュースポーツ・チャレンジ大会
- ・生活福祉資金等の貸付事業
- ・配食サービス事業
- ・心配ごと相談所の運営
- ・歳末たすけあい事業・歳末慰問品・友愛訪問

## 2 みんなが参加し、活動できるまちづくり

取り組みの方向性

- ① 共助の意識を高め、住民参加とボランティア活動を推進します
- ② 地域において、積極的に福祉活動を行える人材の育成に努めます
- ③ 福祉に関する情報を収集し、活用を図ります

地域の取り組み

- ・ 福祉は女性の仕事、という固定観念を変えていき、男性や子どもの積極的な参加を促しましょう
- ・ 講演や研修、行事などに積極的に参加し、高齢者や障がい者学び、助け合いの心を育てましょう
- ・ 自らの福祉に関する意識を高め、福祉活動に積極的に関わりましょう
- ・ 障がい者が社会参加しやすい環境をつくりましょう
- ・ 子どもには地域ぐるみで育む環境を作りましょう
- ・ 子どもや高齢者、障がい者が気軽に参加できるイベントをつくりましょう
- ・ 学校などと連携し、ボランティア活動の精神を育てていきましょう
- ・ 誰もが参加しやすいボランティア活動から始めましょう
- ・ 障がい者への理解を深めるために、手話や点字などに興味を持ちましょう
- ・ たすけあい・ささえあい共生フォーラムin西蒲に参加し、理解を深めましょう
- ・ シニアボランティアや男性のボランティア参加者が増えるような様々な環境を作りましょう
- ・ ボランティアなど福祉活動は難しいものと考えないで、自分の可能な範囲で、話し相手になったりお手伝いしたりしましょう
- ・ 適切な福祉サービスを受けられるように、福祉サービスの情報を得るように努めましょう
- ・ 各地域の連絡を密にし、役に立つ情報を交換しましょう
- ・ 福祉の窓口に聞いたり、専門家に聞くなどして情報収集を行いましょう
- ・ 広報紙等を利用し、福祉活動の情報収集やイベント・行事の周知に努めましょう

## 行政の取り組み

### 今後の取り組み

- ・大学・専門学校等と連携し、学生ボランティアの開拓
- ・有償ボランティア導入の検討
- ・定年退職者へのボランティアへの勧誘や研修会の開催（社協と連携）
- ・民生児童委員に対するアンケート調査等により問題点を把握し、活動しやすい環境を整備
- ・ボランティアや団体の存在を知らない人へPR
- ・どんなボランティアや福祉活動にニーズがあるのか、アンケートなどで調査
- ・誰もが気軽に参加できる区民トークや座談会を開催
- ・高齢者・障がい者への理解を深めるための、小中学校への体験講座
- ・行政機関・施設の職員への人権教育
- ・地域団体や組織、事業の見直しによる参加しやすい環境づくり
- ・学校・保育園・幼稚園などに対し、福祉についての授業や体験学習を行い関心を高める
- ・ボランティアへの理解を深めるため、社協などと協力して、理念や体験を内容とした研修会の開催
- ・福祉施設や在宅の要援護者などの、ボランティア受入れ体制について情報収集
- ・地域でのボランティア活動の核となる団体の立ち上げ

### 実施しているもの

- ・老人クラブ運営費補助（再掲）
- ・生きがい対応型通所事業（再掲）
- ・講座や講演会などの開催
- ・区役所ほか民生・児童委員、主任児童委員など各種関係機関による相談業務
- ・冊子、パンフレットなど紙媒体による啓発（区役所、保健センターなど主に行政の窓口に設置）
- ・インターネットなどネットによる配信（新潟市のホームページ）
- ・テレビ、ラジオの広報番組を利用した発信
- ・講習会や相談事業
- ・ボランティア用語の配例を検討
- ・たすけあい・ささえあい共生フォーラムなどの地域活動への支援

## 社会福祉協議会や事業所・福祉団体の取り組み

### 今後の取り組み

- ・福祉人材名簿の整備と情報提供
- ・ボランティアに対する理解を求める運動
- ・ボランティアや有償ボランティアなどの推進
- ・地域活動のリーダーやボランティアコーディネーターの開拓・育成
- ・地域の人材の育成のための研修会の開催
- ・ボランティアセンターの機能の充実
- ・ボランティア活動や体験、施設訪問など地域の福祉活動の機会を多くする
- ・ボランティア講座など各種研修を企画しPRに努める
- ・ボランティア活動や地域福祉活動に役立つ道具・機器などの貸出の検討
- ・ボランティアの体験講座など
- ・市社協の助成制度のほか、区社協独自の助成制度の検討

### 実施しているもの

- ・社会福祉協力校の活動推進（再掲）
- ・ボランティア講座の開催
- ・ボランティア育成研修会
- ・ボランティアグループの組織化等の支援
- ・地域福祉会への助成
- ・給食ボランティア研修会
- ・市社協広報紙「ふれあいひろば」の発行
- ・西蒲区ボランティアセンターだよりの発行
- ・広報紙「ふれあい西蒲」の発行
- ・西蒲区健康福祉まつりの開催（再掲）
- ・ボランティア情報にいがた「きらりん」の発行
- ・ボランティアセンターの運営
- ・災害救援ボランティア体制の整備

## 基本目標

### 3 健康で活気のあるまちづくり

## 取り組みの方向性

- ① 住民が健康にいきいきと暮らせる地域を目指します
- ② 医療機関や行政と連携し、地域医療の向上を目指します

## 地域の取り組み

- ・かかりつけ医をもつなどしましょう
- ・健康に関する講習会などに積極的に参加しましょう
- ・障がい者にスポーツを教えてくれる人を見つけましょう
- ・障がい者もスポーツに親しむ機会をつくりましょう
- ・保健師等を講師に招いて、健康教室を開催しましょう
- ・健康に関する研修会等に積極的に参加し、健康について話し合いましょう
- ・地域にある医院について知っておきましょう
- ・精神障がい者の社会復帰を支援しましょう
- ・身の回りの人の相談に乗りましょう
- ・イベントに参加し、交流しましょう
- ・民生委員や関係団体など、いろいろなところに協力を求めましょう
- ・住民同士で交流し、ひきこもりを予防しましょう

## 行政の取り組み

#### 今後の取り組み

- ・住民の病気予防と健康増進に向けての啓発活動の推進
- ・当事者家族のために「いのちの電話」や相談窓口など、相談できるところを増やす
- ・医師会や歯科医師会、各種医療機関との連携を強化し、住民が過不足の無い適切な医療が受けられるよう次の対策を検討する
  - ①医師の確保と医療体制の充実を目指す
  - ②構築されている救急医療体制の活用
  - ③病診連携の確立
  - ④医療情報の収集と広報
- ・状況改善の相談や指導を行うため、ケースワーカーや保健師が個別訪問などを通じて支援を強化する

### 実施しているもの

- ・特定健診・特定保健指導
- ・各地区のイベント会場に健康展コーナーを設け、血圧測定体脂肪測定等を行う
- ・各地のコミュニティ協議会が主催するいきいき健康づくり塾と連携
- ・各地区の保健センターにおいて、介護予防による体しゃっきり体操の実施中
- ・わくわく親子健康づくり教室の他、各種親子の食育指導の実施
- ・高齢者の健康づくり事業（さわやか健康づくり事業）及び、老いを科学する等のよりよい生活を送るための健康教育の実施
- ・口腔衛生指導
- ・在宅寝たきり者訪問歯科検診・治療
- ・重度心身障がい者医療費助成
- ・長寿医療制度（後期高齢者医療制度）による医療費助成
- ・入院時食事療養費助成
- ・自立支援医療（更生医療・育成医療）
- ・車いす身体障がい者健康診査
- ・自立支援医療（精神通院医療）
- ・精神障がい者入院医療費助成

## 社会福祉協議会や事業所・福祉団体の取り組み

### 今後の取り組み

- ・心配ごと相談所の機能の中に、法律相談や障がい者専用相談等を取り入れるなどして、機能の充実を図ることを検討
- ・西蒲区健康福祉まつりやいきいきふれあいスポーツ大会等に、幅広い世代から参加してもらうように働きかける
- ・障がい者の社会復帰や社会貢献の促進
- ・医療機関利用者のニーズに合わせた医療の提供

### 実施しているもの

- ・心配ごと相談所の開設（再掲）
- ・西蒲区健康福祉まつりの開催（再掲）
- ・いきいきふれあいスポーツ大会の開催（再掲）

基本目標

## 4 安心して快適に暮らせるまちづくり

取り組みの方向性

- ① 誰にとっても、どこであっても不便さのない地域を目指します
- ② 防災・防犯・交通安全など地域の安心・安全確保に努めます
- ③ 地域の問題について、柔軟に対応・相談のできる拠点づくりを目指します

地域の取り組み

- ・地域で清掃活動などに取り組みましょう
- ・行事やイベントなどに、家族ぐるみで参加しましょう
- ・N P O法人を地域で立ち上げるなど、移動支援に関して力を入れましょう
- ・地域の子育て支援センター等を活用しましょう
- ・子育てに対して、地域ぐるみで協力していきましょう
- ・地区の防災意識を改善し、消防団などと協力していきましょう
- ・家族で日頃から、災害時の避難方法や避難場所などについて話し合いましょう
- ・行政などから出されている避難地図などを、日頃から確認しておきましょう
- ・地区独自での防災訓練や、他の団体と一緒に訓練に参加しましょう
- ・地区ごとに自主防災組織を設立しましょう
- ・高齢者は交通安全について知識を深めましょう
- ・ドライバーは特に高齢者や障がい者、子どもに対して思いやりの運転を心がけましょう
- ・地域の防犯のためにも、積極的に地域住民同士の情報交換やコミュニケーションを取りましょう
- ・子どもを地区の人たちが、いつも見守るようにしましょう
- ・子どもたちの登下校時の安全を支えるための見守りと、通学路の安全確認をしましょう
- ・警察の出前講座などを活用し、防犯意識を高めましょう
- ・地域で、気軽に話せる相談窓口などをつくりましょう

## 行政の取り組み

### 今後の取り組み

- ・住み慣れた地域で安心して生活するための住環境整備
- ・障がい者が障がいを持たない人と同様に暮らせるための、支援のネットワークづくり
- ・緊急時の連絡体制の整備
- ・住民参加の防災組織の結成と活動支援
- ・住民への適切なサービス提供のための、正確な要望の把握と組織の連携強化
- ・状況に応じての、計画的な各種施設の整備
- ・区のバリアフリーマップの作成
- ・既存施設のバリアフリー化の促進
- ・住民が何でも気軽に相談できる窓口の所在について、住民へのPRを強化
- ・関係機関と連携し、子どもの通学路の安全確保の充実

### 実施しているもの

- ・新潟市ぼい捨てなど及び路上喫煙の防止に関する条例の施行
- ・職員の、路上のゴミ拾いなど
- ・福祉バス、巡回バス等の運行
- ・各種交通機関、各種施設の割引
- ・障がい者へのタクシー券の交付あるいは自動車燃料費助成
- ・障がい者有料道路通行料金の割引
- ・障がい者への自動車改造費、運転免許取得費の助成
- ・障がい者の社会参加の支援（障がい者向けパソコン教室など）
- ・ハローワークなどによる就労支援
- ・マザーズサロン新潟（ときめき仕事館内）
- ・保育園
- ・保育サービス（一時保育、休日保育、延長保育、乳児保育 病児保育など）
- ・放課後児童クラブ
- ・地域子育て支援センター
- ・子育てサークル
- ・災害時要援護者名簿の作成（再掲）
- ・あんしん連絡システム、福祉電話の貸与（再掲）
- ・地域包括支援センター
- ・地域における福祉の相談支援
- ・セーフティ・スタッフ制度
- ・一時保育
- ・短期入所、日中一時支援（障がいをもつ子どもの親のリフレッシュ）

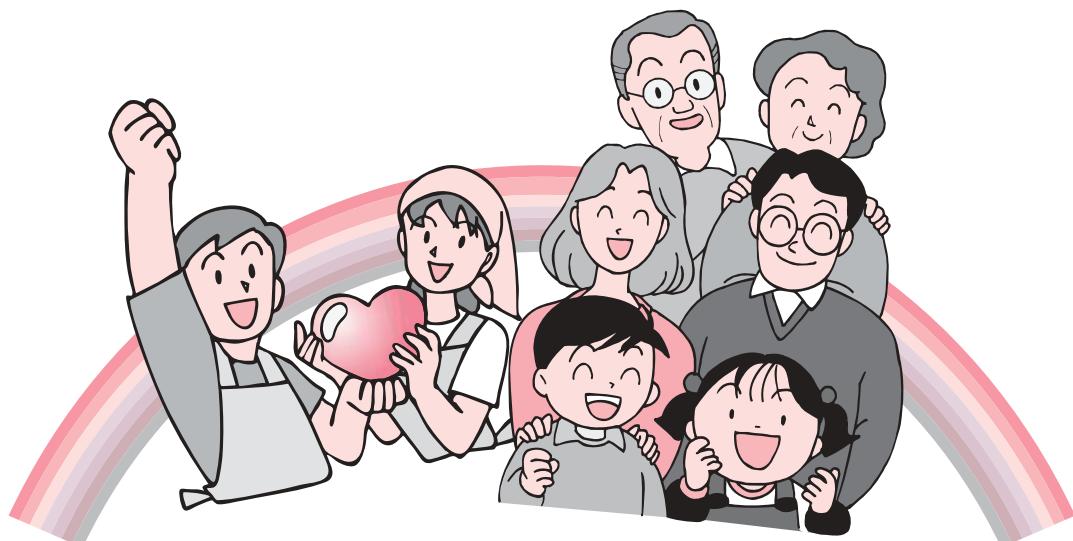
## 社会福祉協議会や事業所・福祉団体の取り組み

### 今後の取り組み

- ・各地区に出向き、講師を招いてDIG（災害時図上訓練）を行い、地域防災力の向上を図る
- ・災害時において、区ボランティアセンターが迅速に機能できるように、日頃から体制整備に努める
- ・一人暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯へ安心袋（箱）の配布を検討
- ・介護事業所において地域福祉事業の展開を検討
- ・施設の部屋の貸出しの検討（地域交流ホームのようなもの）
- ・地域の関係者が集まっておこなう、懇談会（のようなもの）の開催
- ・団体主催のゴミ拾い活動など
- ・地域の緑化推進、自然の保護

### 実施しているもの

- ・福祉バスの貸出事業
- ・視覚障がい者パソコン教室
- ・災害救援ボランティア体制の整備（再掲）
- ・介護支援センター、訪問介護センター、デイサービスセンター等の運営
- ・ひまわりクラブの運営



## 第5章 計画の総合的かつ効果的な推進に向けて

### 1 連携体制の確立

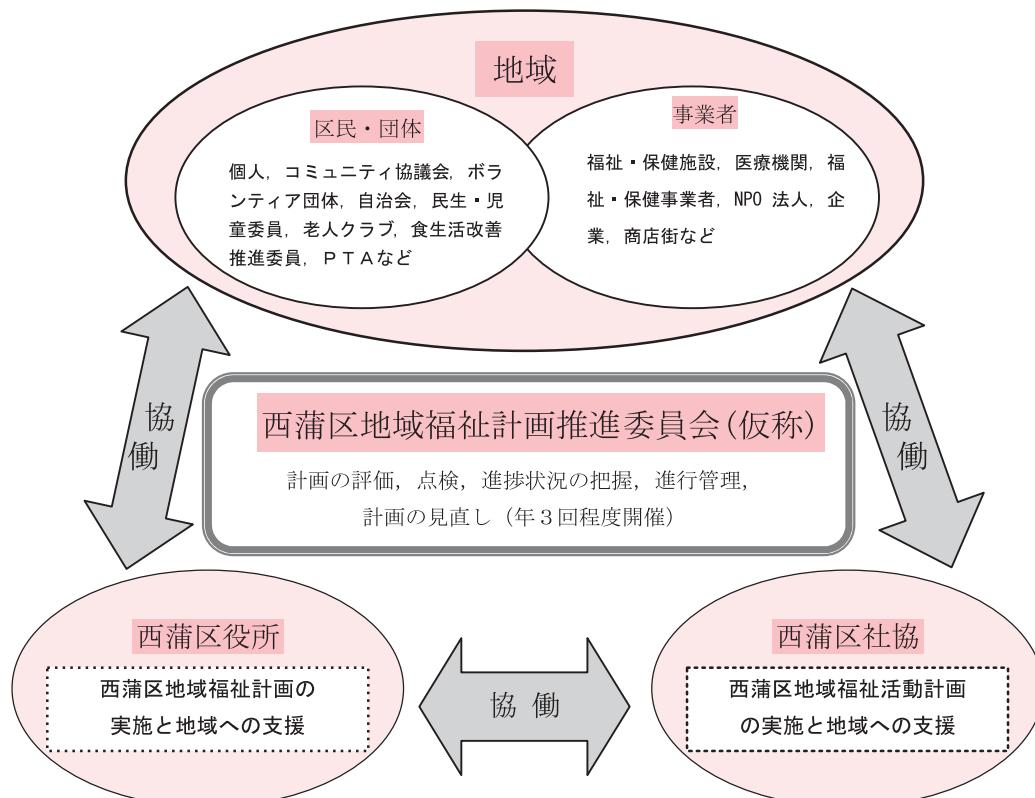
西蒲区地域福祉計画の推進のために、地域住民及び民間団体・行政・社会福祉協議会の三者は連携・協働して地域に働きかけ、住民の福祉活動への参加意識を高めていきます。また、下記推進委員会を中心として、三者の適切な役割分担の下で、連携のネットワークづくり等を検討します。

### 2 計画の周知

住民の皆さんの多大なご協力により、この計画は策定されました。今後は、西蒲区においてこの計画の認知度を高め、地域に一層浸透させるため、区役所だよりや区のホームページへの掲載、チラシやポスターの作成など周知に努めます。

### 3 「西蒲区地域福祉計画推進委員会(仮称)」の設置について

策定された西蒲区地域福祉計画が総合的かつ効果的に推進されるように、また適切に実行されているか評価を行うため、「西蒲区地域福祉計画推進委員会(仮称)」を設置するなどします。



## 4 地域福祉に関する助成制度

地域福祉計画を推進するためには、住民のみなさんのご協力が不可欠です。みなさんが地域で福祉活動を行うことに対する支援として、様々な助成制度があります。

なお、これらは平成21年3月31日現在のものであり、今後変更等あり得るものです。利用される際は、必ず問い合わせ先にご確認くださいといたします。

制度名	自治会等集会所施設借上補助金
助成対象	自治会・町内会又はその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会施設を借り上げる場合に要する経費の一部を助成します。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：年間借上料</li> <li>・補助率：1／2</li> <li>・限度額：300,000円</li> </ul>
申請期間等	新規の申請は事前に区役所へご連絡ください。
交付対象団体	自治会・町内会・連合自治会
問い合わせ先	西蒲区地域課地域振興係 電話0256-72-8161

\*政策企画課については、平成21年4月1日から「地域課」に課名が変更となりますので、変更後の課名を記載しております。

制度名	自治会等集会所用地借上補助金
助成対象	自治会・町内会又はその連合組織がコミュニティ活動としての集会を行うため、市の所有する以外の集会所用地を借り上げる場合に要する経費の一部を助成します。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象：年間借上料</li> <li>・補助率：1／2</li> <li>・限度額：100,000円</li> </ul>
申請期間等	新規の申請は事前に区役所へご連絡ください。
交付対象団体	自治会・町内会・連合自治会
問い合わせ先	西蒲区地域課地域振興係 電話0256-72-8161

制度名	自治会等集会所用地取得資金利子補給金
助成対象	自治会・町内会又はその連合組織が集会所用地を取得するための資金を融資機関から借り入れた場合に当該自治会等に利子補給金を交付します。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補給条件：年利7.5%以内、5か年限度、利子支払額の1／2以内</li> </ul>
申請期間等	新規の申請は事前に区役所へご連絡ください。
交付対象団体	自治会・町内会・連合自治会
問い合わせ先	西蒲区地域課地域振興係 電話0256-72-8161

制度名	自治会等集会所建設費補助金
助成対象	自治会・町内会又はその連合組織が地域活動を行うため、その拠点となる集会所の建設、購入又は修繕に要する経費の一部を補助します。
助成内容	<p>&lt;建設費補助&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率：1／2</li> <li>・基準単価：105,000円（限度）　限度額：700万円 (大規模1,000万円　* 500世帯以上かつ250m<sup>2</sup>以上)</li> </ul> <p>&lt;修繕費補助&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率　：1／3</li> <li>・限度額　：100万円 (ただし、30万円に満たない場合は補助対象としない。)</li> </ul> <p>※平成21年4月以降改正予定です。申し込みの際は、下記問い合わせ先に必ずご確認ください。</p>
申請期間等	建設費補助については、前年度の8月末日までに、事前相談が必要です。
交付対象団体	自治会・町内会・連合自治会
問い合わせ先	西蒲区地域課地域振興係　電話0256-72-8161

制度名	地域交流活動助成事業
助成対象	地域の集会所等を利用して、自治会や民生委員・ボランティアなど広範な人々の協力により、高齢者・障がい者等の閉じこもり予防や世代間交流、地域の助け合い意識の醸成を図ることができる、誰もが気軽に集まり交流することを目指したグループ活動。
助成内容	<p>月1回以上定期的に集会所や公民館等を利用して、高齢者、障がい者、子どもなど誰もが気軽に集まり、話し合いやレクリエーション等交流活動を行う。</p> <p>○Aタイプ　会場借上料、ボランティア行事用保険料、講師謝礼 1グループあたり月2,500円×活動月数を上限 (年上限：2,500円×12月＝30,000円)</p> <p>○Bタイプ　会場借上料、ボランティア行事用保険料、講師謝礼、 多世代交流のための事業費 ※Aタイプの活動に加え、年間を通じて多世代交流事業を定期的に開催する場合 1グループあたり月10,000円×活動月数を上限 (年上限：10,000円×12月＝120,000円)</p>
申請期間等	月単位で随時受付（各区社会福祉協議会が申請窓口となります。）
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他
問い合わせ先	西蒲区社会福祉協議会　電話0256-73-3356

制度名	コミュニティ助成事業
助成対象	<p>コミュニティ組織等（自治会・町内会など、地域的な共同活動を行っている団体又はその連合体）</p> <p>※特定目的のために組織された、宗教団体、営利団体、公益法人、商工会、社会福祉協議会、観光協会、体育協会、趣味の愛好会、イベント等のために組織された団体、NPO、その他活動が地域に密着しているとは言いがたい団体等は対象外です。</p>
助成内容	<p><b>1 目的</b> コミュニティ助成事業は、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報を行うことを目的として、(財)自治総合センターが宝くじ普及広報に係る収入を財源として行っている事業です。コミュニティ活動の推進にご活用ください。</p> <p><b>2 内容等</b></p> <p>ア 一般コミュニティ助成事業…コミュニティ組織等が行うコミュニティ活動に必要な施設や設備の整備に関する事業に対して助成を行うものです。(例) 太鼓、神輿、テント、組み立て式ステージ、除雪機、掲示板、屋外放送設備、収納庫 等 ※助成額：100～250万円</p> <p>イ 緑化推進コミュニティ助成事業…コミュニティ組織等が行う広場、公園、児童遊園などコミュニティ施設やその周辺の植栽、主にコミュニティ組織等が行う緑地帯、花壇などの造成、フラワーポットの整備や緑化の推進に要する苗木、種子、用具の整備などに助成を行うものです。 ※助成額：50～200万円</p> <p>ウ 青少年健全育成助成事業…コミュニティ組織等が行う事業で、青少年の健全育成に資するため、主として小・中学生が参加する次の事業で国の補助金の交付を受けないソフト事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) スポーツ・レクリエーション活動に関する事業</li> <li>(2) 文化・学習活動に関する事業</li> <li>(3) その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業 ※助成額：30～100万円</li> </ul>
申請期間等	10月頃に新潟県を経由して、(財)自治総合センターへ申請します。早めにご相談ください。
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他
問い合わせ先	西蒲区地域課地域振興係 電話0256-72-8161

制度名	地域活動費補助金
助成対象	地域コミュニティ協議会や自治会などが行う、資源循環型社会の促進や地球温暖化対策、また、地域のニーズに基づく市民福祉活動の推進などを目的とする活動を募集し、その活動に直接要する費用に対し補助金を交付します。
助成内容	・コミュニティ協議会 補助率10/10、上限額20～60万円 ・その他自治会など非営利団体 補助率10/10、上限額20万円
申請期間等	申請は随時、区役所の窓口及び廃棄物政策課へ提出。
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会など
問い合わせ先	西蒲区地域課地域振興係 電話0256-72-8161

制度名	男性の育児休業取得奨励金
助成対象	育休制度を利用する男性労働者が出た事業主及び平成20年4月1日以降に育休取得した男性労働者
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・育休制度を利用する男性労働者が出た事業主に20万円（1回限り）、及び平成20年4月1日以降に育休取得した男性労働者に5万円助成の条件は下記のとおりです。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1 新潟市内に本社又は事務所を置く、常用雇用者が300人以下の中小企業であること（国・地方公共団体及び国、地方公共団体から一定以上の出資又は補助金を受けている法人を除く）</li> <li>2 雇用保険の適用事業主であり、労働基準法に基づく就業規則等に育児休業制度を設けていること</li> <li>3 上記に雇用されている新潟市内在住の男性労働者が、その養育する3歳未満の子に対して、連續する10日以上の育休を取得し、職場復帰後1ヶ月以上勤務していること</li> <li>4 800字程度の育児休業体験記を提出すること</li> <li>5 市が行う啓発活動に協力すること。また、市が行う男女共同参画推進に関する職場研修会を実施すること</li> <li>6 市税の未納がないこと</li> </ol> </li> </ul>
申請期間等	随時
交付対象団体	事業主・男性労働者
問い合わせ先	市民生活部男女共同参画課企画係 電話025-226-1061

制度名	ごみ出し支援事業支援金
助成対象	高齢者や障がい者などのごみ出しが困難な世帯に対し、自治会・町内会・各地区社会福祉協議会・地域コミュニティ協議会で募集する有償ボランティア等によるごみ出し支援の活動費の一部を助成します。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・燃やすごみなどを利用者の玄関先からごみ集積場へ排出した場合 150円/回</li> <li>・粗大ごみを利用者の家屋等から玄関先へ排出した場合 600円/回</li> </ul>
申請期間等	申請は随時、区役所の窓口及び廃棄物対策課へ提出。
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会
問い合わせ先	西蒲区区民生活課生活環境係 電話0256-72-8312

制度名	市民の安心安全対策補助金
助成対象	今後継続して地域の防犯活動を始めようとする団体に対し、その活動に要する費用を補助します。
助成内容	講師旅費・謝金、会場借上料、資料作成費、パトロール活動経費、広報啓発費等の防犯活動に係る経費
申請期間等	随時
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会など
問い合わせ先	市民生活部市民総務課安心・安全推進室 電話025-228-1000

制度名	災害時要援護者避難誘導用具の貸付け
助成対象	自主防災組織が行う防災訓練時の避難誘導訓練において要援護者避難誘導訓練を行う組織を対象とします。
助成内容	申請に基づき、1組織1台を上限（複数の自治会で構成される組織は、1自治会1台を上限とする）として、予算の範囲内で貸与
申請期間等	申請期間：4月1日～30日
交付対象団体	自主防災組織
問い合わせ先	西蒲区総務課安心安全係 電話0256-72-8143

制度名	自主防災組織結成助成
助成対象	自主防災組織を結成し、結成の届出後1年以内に自主的な防災訓練を実施した場合、当該組織に対し、1組織1回を限度に結成助成を行います。
助成内容	<p>自主防災組織の加入世帯数に応じ、下の計算式によって求められた限度点数の範囲内で調達可能な防災資機材を防災訓練時に供与する。(ヘルメット、担架など)</p> <p>ただし、複数の自治・町内会が加入する自主防災組織については、構成する自治・町内会ごとに計算式により限度点数を求め、合計点数を限度点数とする。(限度点数=50,000点+50点×加入世帯数)</p> <p>ただし、1自治・町内会あたり70,000点を限度とする。</p> <p>また、1自治・町内会あたり2本、防災のぼり旗を供与する。</p>
申請期間等	申請期限：自主防災組織結成の届出後、1年以内
交付対象団体	自主防災組織
問い合わせ先	西蒲区総務課安心安全係 電話0256-72-8143

制度名	自主防災組織活動助成金
助成対象	自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、30人以上の参加があった場合に、防災資機材及び防災訓練に要した経費を対象に助成金を交付します。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条件：自主防災組織が自主的な防災訓練を実施し、30人以上の参加があった場合</li> <li>・金額：30人～300人 25,000円 301人～500人 30,000円 501人以上 35,000円を上限とする。</li> <li>・助成対象経費：防災訓練に要した経費、防災資機材の購入費</li> </ul> <p>※複数の自治・町内会で構成される自主防災組織については、構成自治・町内会ごとに助成金額を算定し、合計額を交付します。</p>
申請期間等	訓練実施日の2週間前までに申請、訓練実施後1ヶ月以内に実績報告書の提出が必要
交付対象団体	自主防災組織
問い合わせ先	西蒲区総務課安心安全係 電話0256-72-8143

制度名	地域清掃等補助金
助成対象	自治会、地域コミュニティ協議会等が行う一斉清掃等の環境美化活動での用具等の購入や特定廃家電などの不法投棄物処理費を助成します。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での一斉清掃・側溝清掃活動等での用具購入費やジュース代など 補助率4/5 補助対象限度額 @250円×参加者数</li> <li>・特定家電など排出禁止物の処理経費 対象団体が広域的な地域清掃を行った場合 補助率10/10</li> </ul>
申請期間等	申請は随時、区役所の窓口及び廃棄物対策課へ提出。
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会
問い合わせ先	西蒲区区民生活課生活環境係 電話0256-72-8312

制度名	集団資源回収活動奨励金
助成対象	古紙（新聞・チラシ・雑誌・ダンボール・牛乳パック）、古繊維（ボロ布）を市民団体が実施する集団資源回収活動に対して、奨励金を交付します。
助成内容	奨励金の額は、回収量1kgあたり6円とし、その総額に1円未満の端数が生じた時は、これを切り捨てた額
申請期間等	申請は随時、区役所の窓口及び廃棄物対策課へ提出。
交付対象団体	自治会・町内会、老人クラブ、PTA、再資源化しようとする団体
問い合わせ先	西蒲区区民生活課生活環境係 電話0256-72-8312

制度名	公園愛護協力費
助成対象	公園愛護会が公園の除草、清掃、事故等の通報など活動に対する謝礼。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1公園につき基本額19,000円+面積割（100m<sup>2</sup>あたり2,500円）</li> <li>・20万円限度</li> <li>・公園愛護会は任意団体で、老人クラブ、婦人会等で組織している場合もあり、自治会とは一致しない</li> <li>・新規で公園愛護活動する場合は区役所建設課に相談する。</li> </ul>
申請期間等	活動報告書、口座振込申込書を11月下旬までに区役所建設課へ提出
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、公園愛護会
問い合わせ先	西蒲区建設課管理係 電話0256-72-8507

制度名	住民バス運行費補助金
助成対象	新潟市内における地域住民の生活交通の確保を図るため、路線バスが廃止になった地域や、公共交通空白不便地域の住民組織が主体となって取り組む、バス又は乗合タクシーによる代替輸送事業（住民バス）に対して支援を行う。
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行経費の最大70%</li> <li>・運行補助日数 約250日（土日祝日を除く平日）</li> <li>・運行補助回数 10便／日</li> <li>・実績報告により、欠損額が補助限度額を下回った場合は、欠損相当額を補助額とする。</li> </ul>
申請期間等	前年度10月頃までに申請。
交付対象団体	自治会・町内会、連合自治会、コミュニティ協議会、その他
問い合わせ先	都市政策部都市交通政策課 電話025-226-2727

制度名	地域活動等傷害見舞金
助成対象	<p>自主的な地域活動等に従事する者が、その活動中に傷害（負傷、疾病及び死亡）を受けた場合に傷害見舞金を支給します。</p> <p>(1) 自治会、町内会その他の団体(以下「自治会等」という。)が、自主的に行う環境の整備保全、交通安全の保持、防火、防犯その他これらに類する地域活動</p> <p>(2) 市民が行う社会奉仕活動</p> <p>(3) 自治会等又は個人が、市から行政に対する協力を依頼されて行う活動</p> <p>(4) その他前各号に準ずる活動として市長が認めたもの</p>
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・死亡した場合…100万円</li> <li>・6月以上の治療を要する傷害を受けた場合…30万円 以下3月以上…10万円、1月以上…5万円、10日以上…1万円</li> </ul>
申請期間等	速やかに申請してください。
交付対象団体	西蒲区地域課地域振興係 電話0256-72-8161

\*\*\* 資 料 編 \*\*\*

# 1 西蒲区地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

## (目的及び設置)

第1条 本区における地域の福祉を総合的に推進することを目的として、西蒲区地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するため、西蒲区地域福祉計画・地域活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関するこ

## (組織)

第3条 委員会は、次の各号に属する委員概ね20名以内で組織する。

- (1) 学識経験を有する者 1名
- (2) 西蒲区自治協議会の推薦する者 1名
- (3) 西蒲区コミュニティ協議会の推薦する者 5名
- (4) 西蒲区民生児童委員協議会の推薦する者 2名
- (5) 西蒲区社会福祉協議会の推薦する者 3名
- (6) 心身障がい者団体の推薦する者 1名
- (7) 西蒲区老人クラブ連合会の推薦する者 1名
- (8) 子育て関係者 1名
- (9) 保健関係者 1名
- (10) ボランティア組織の推薦する者 1名
- (11) 社会奉仕団体の推薦する者 1名
- (12) 福祉施設関係者 2名

## (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

## (委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 委員会は委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長がこれを決する。

4 委員会において、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

#### (作業部会)

第7条 委員会は、計画原案策定に至るまでの素案の立案、調査、研究及び調整を行うため、関係者を招集し、作業部会を組織することができる。

2 作業部会の構成員は、委員会の委員のうちから指名された者をもってこれに充てる。また、委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を作業部会の構成員として指名することができる。

#### (事務局)

第8条 委員会の事務局は、西蒲区健康福祉課及び西蒲区社会福祉協議会に置く。

#### (補 則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮り定める。

#### 附 則

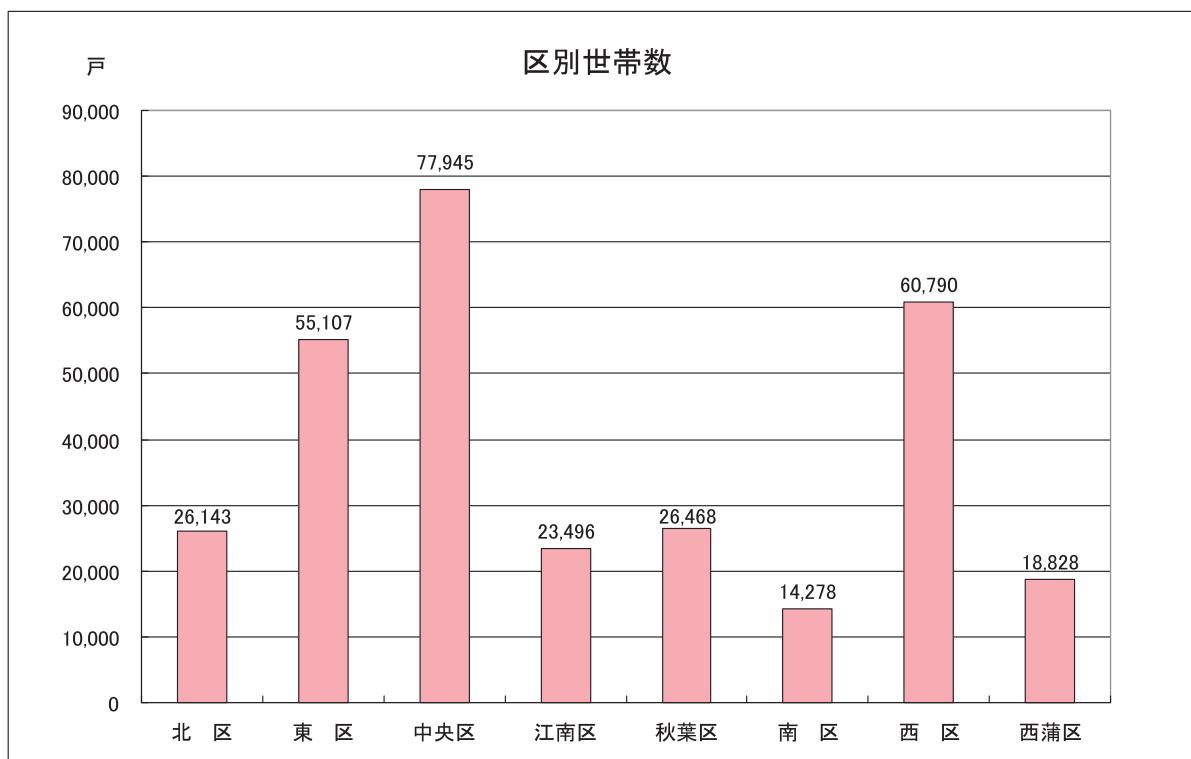
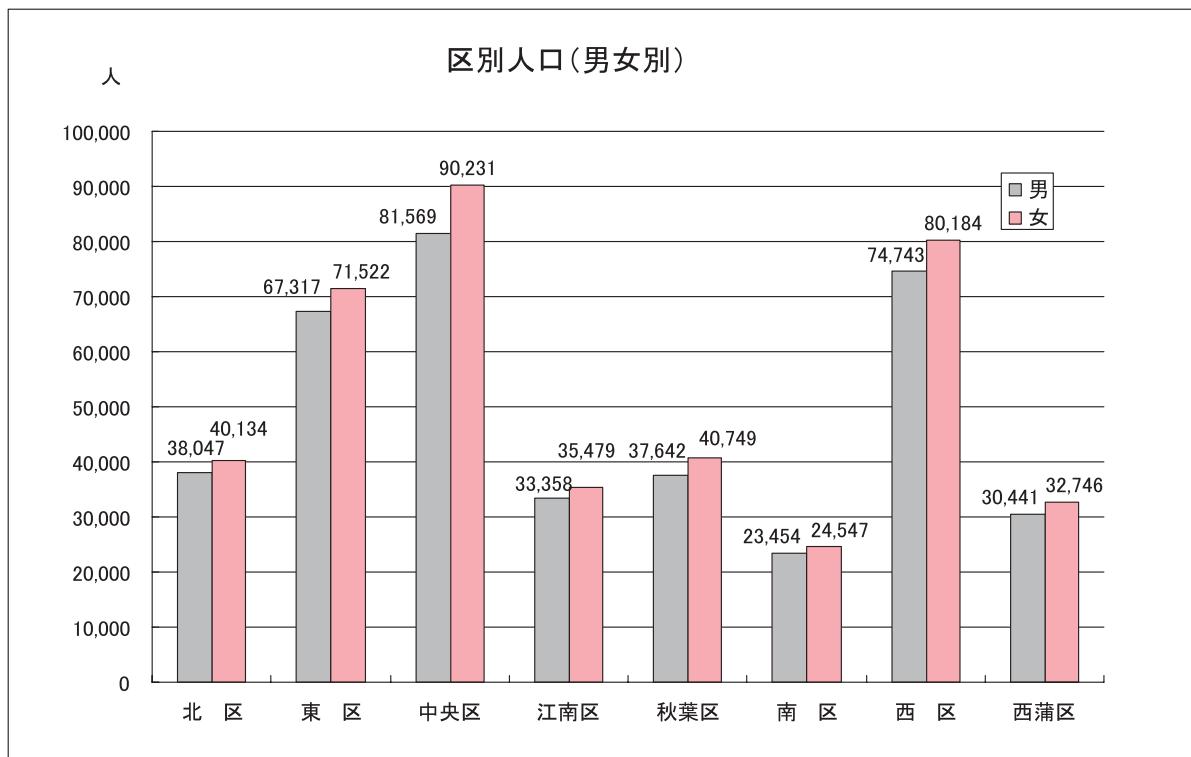
この要綱は、平成20年3月26日から施行する。

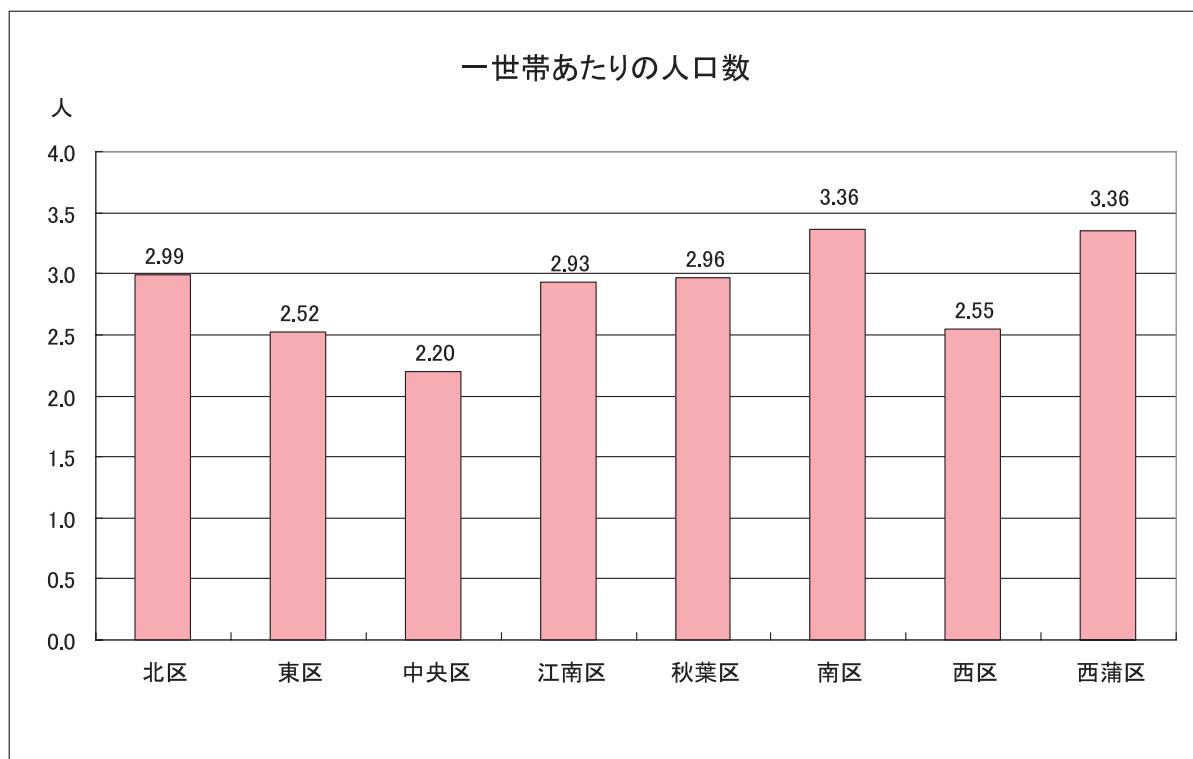
## 2 西蒲区地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	分 野	氏 名	備 考
1	学識経験者	真 島 福 一	委 員 長
2	自治協議会	目 黒 恵 子	
3	コミュニティ協議会	田 中 タツ子	
4	コミュニティ協議会	山 本 進 市	副委員長
5	コミュニティ協議会	宝 輪 瞳 雄	
6	コミュニティ協議会	山 保 芳 夫	
7	コミュニティ協議会	熊 谷 誠 市	
8	民生児童委員	大 岩 清 一	
9	民生児童委員	高 橋 正 子	
10	社会福祉協議会推薦	伝 川 末 吉	
11	社会福祉協議会推薦	田 中 信 雄	
12	社会福祉協議会推薦	岡 陽 子	
13	障がい者団体	小 柳 麻 子	
14	老人クラブ	大 塚 勇	
15	子育て関係者	高 島 葉 子	
16	保健関係者	寺 沢 昭 子	
17	ボランティア組織	石 井 智恵子	
18	社会奉仕団体	原 ムツ子	
19	福祉施設関係	藤 田 忠 明	
20	福祉施設関係	川 原 昌 義	

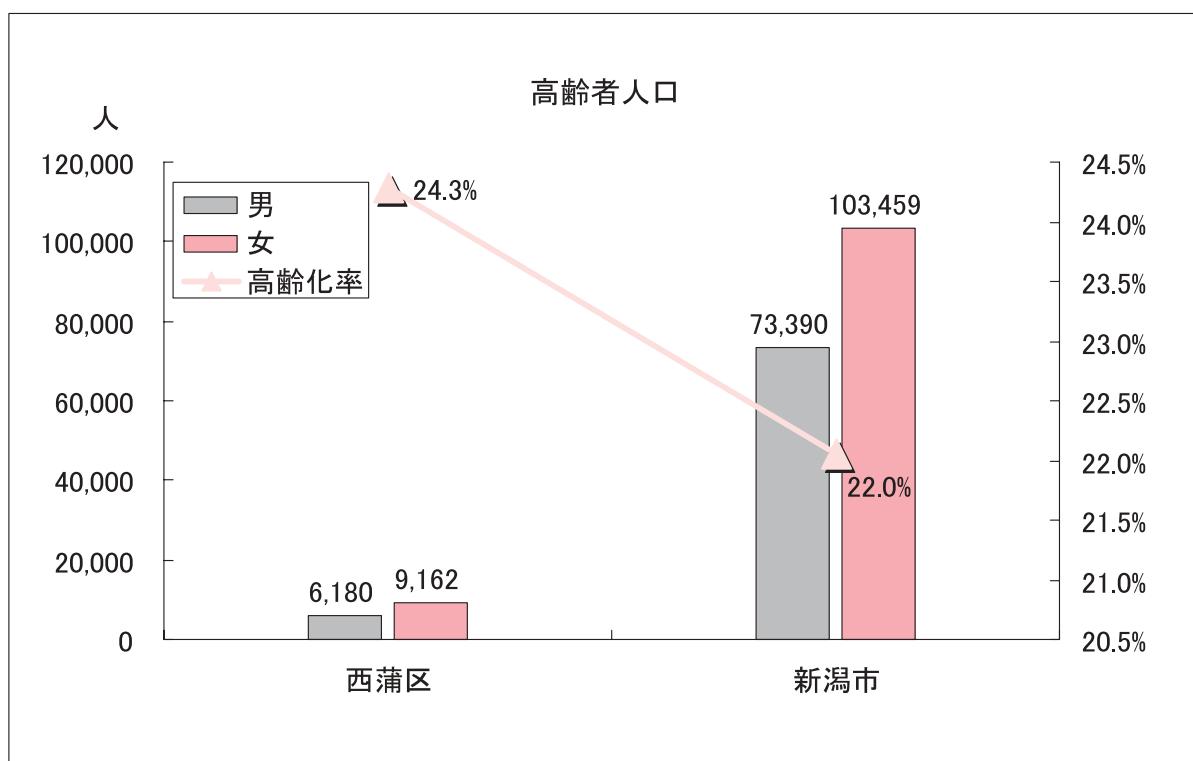
任期：平成20年3月26日～平成21年3月31日

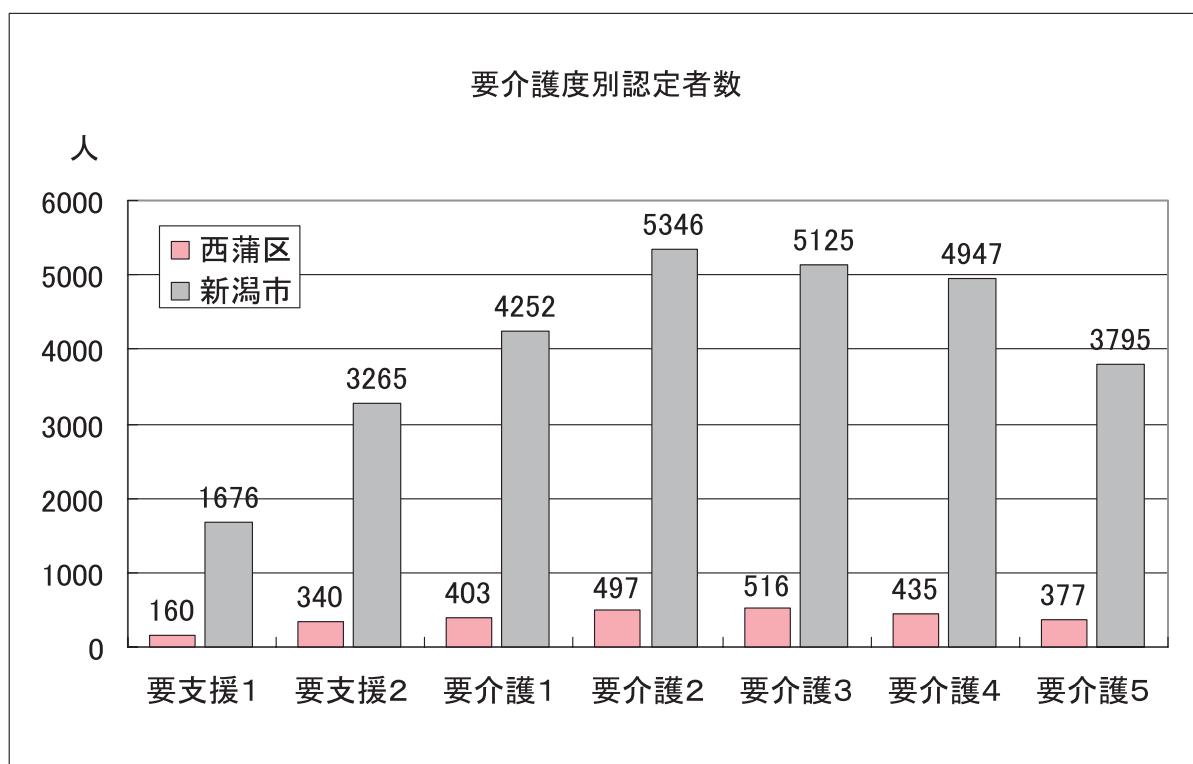
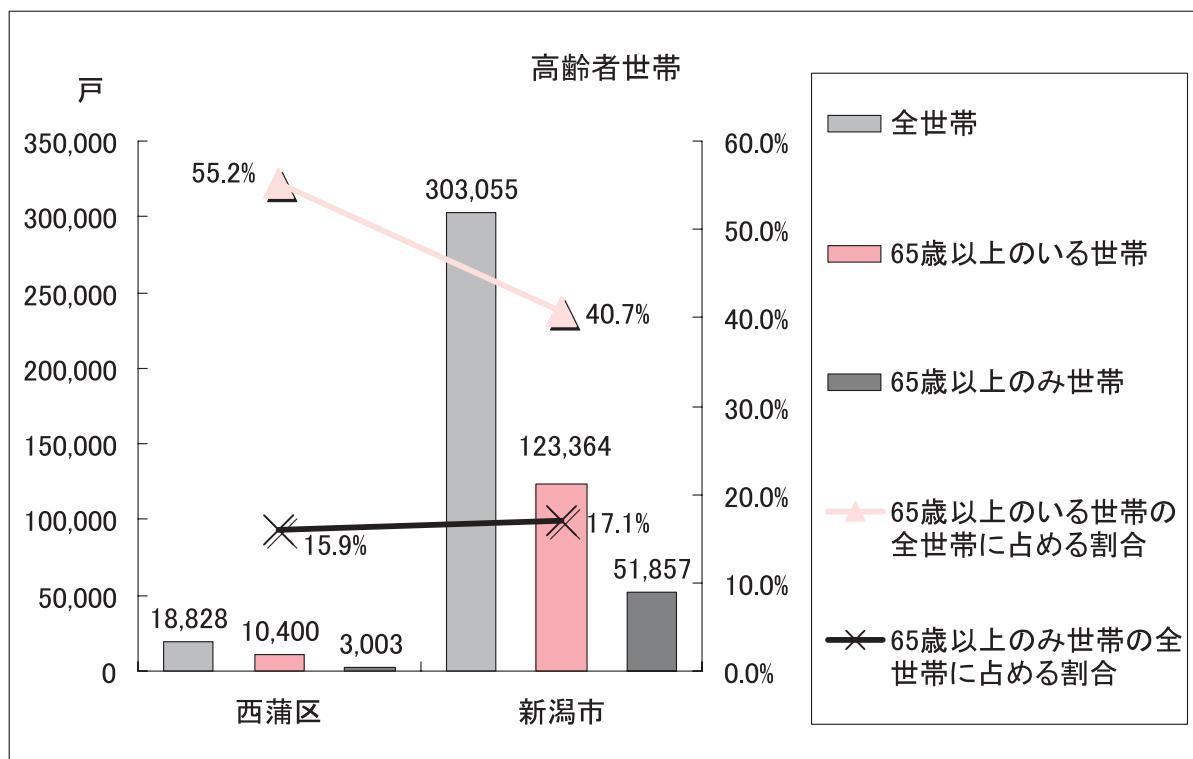
### 3 人口と世帯（平成20年3月31日現在）



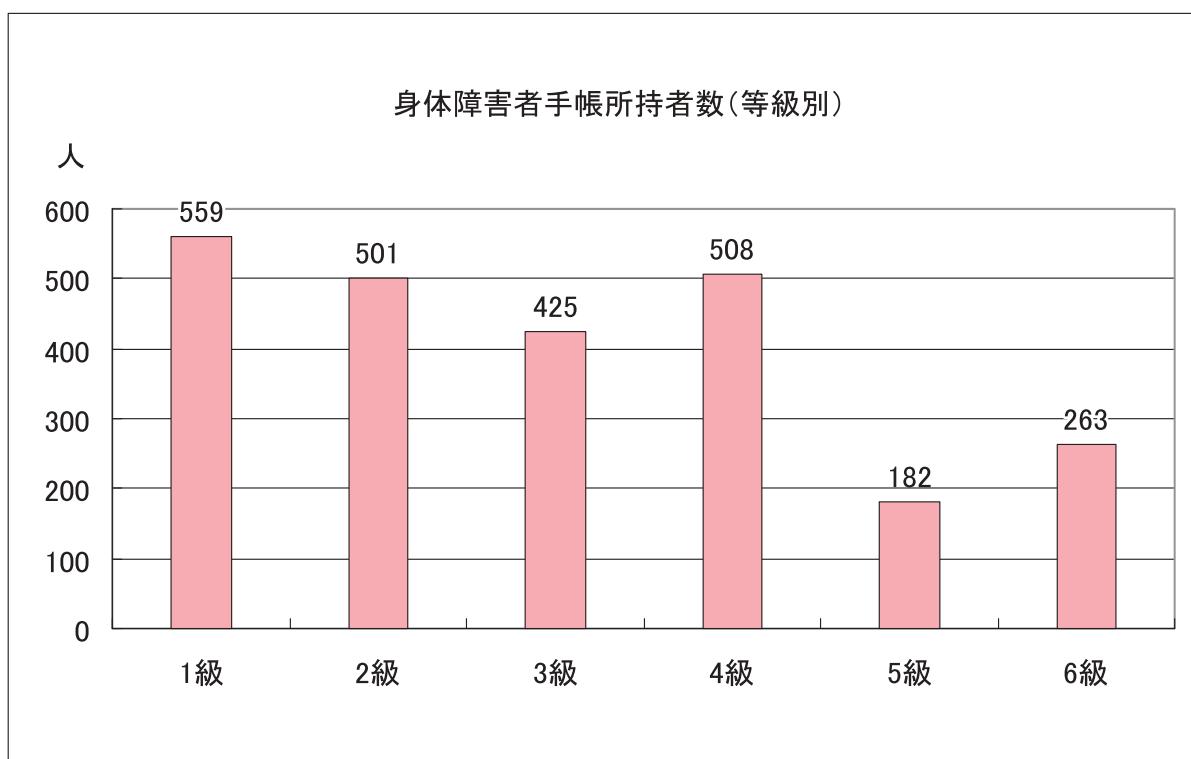
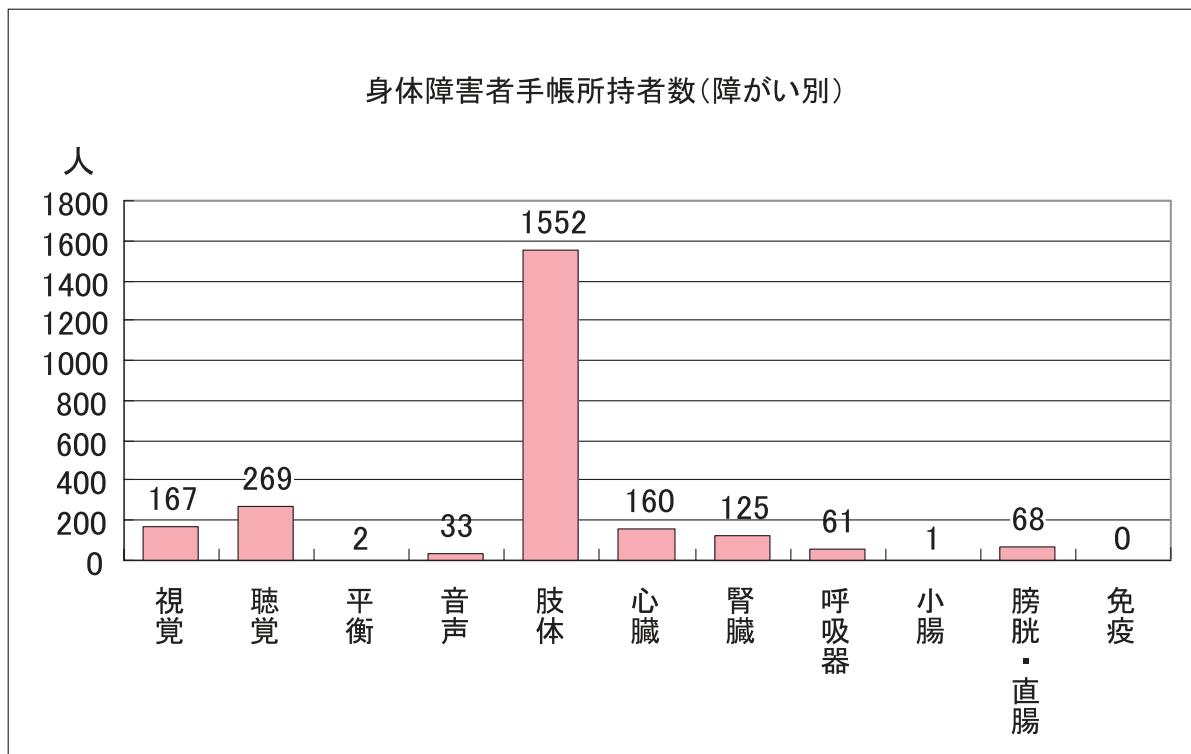


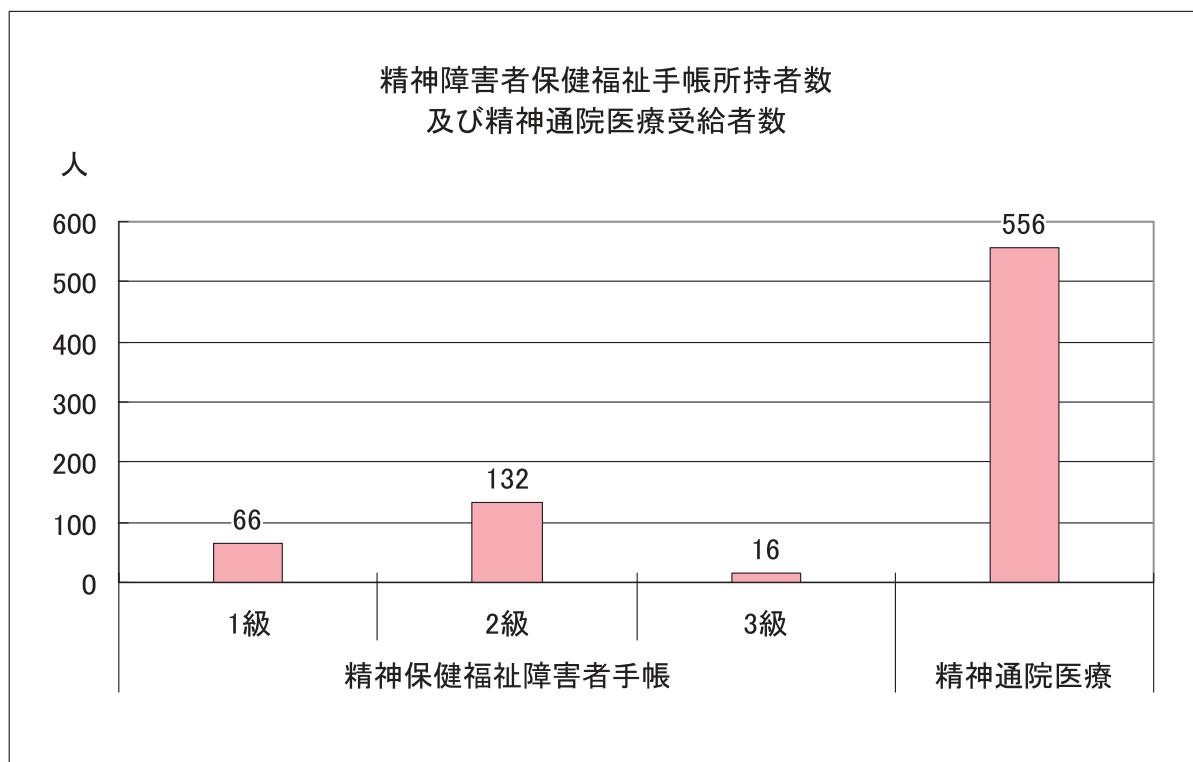
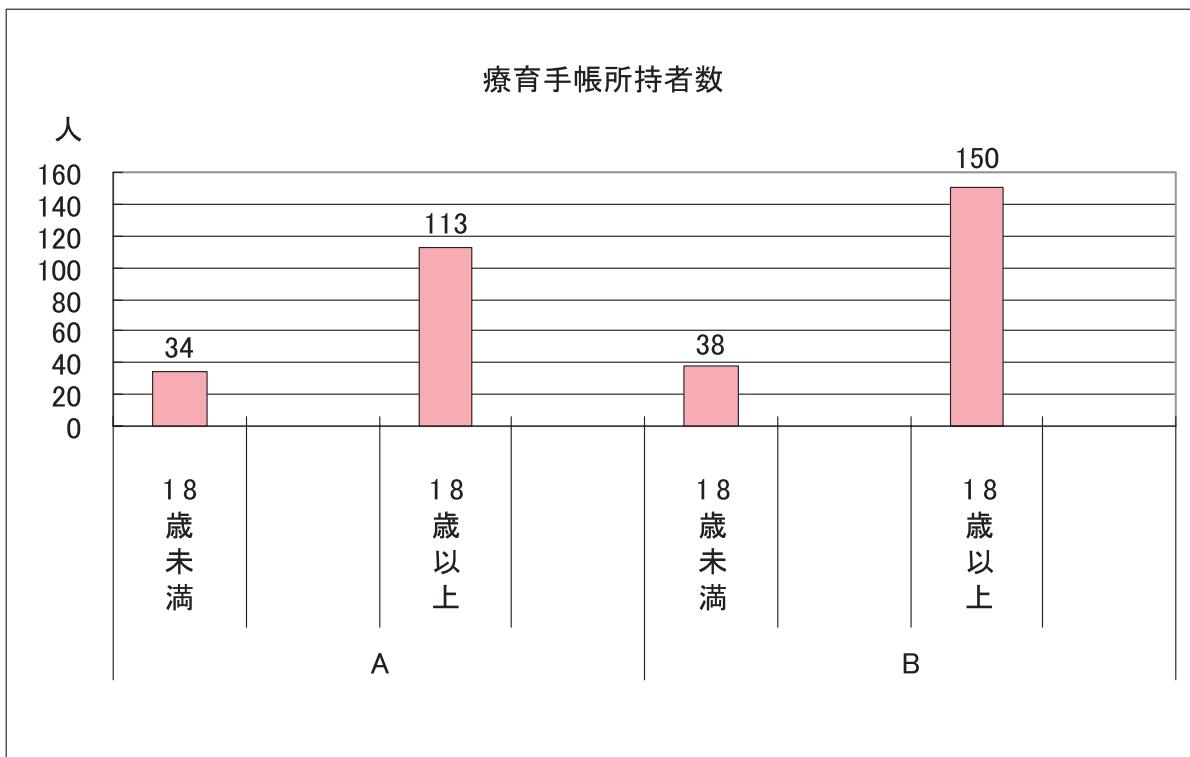
#### 4 高齢者の現況（平成20年4月1日現在）



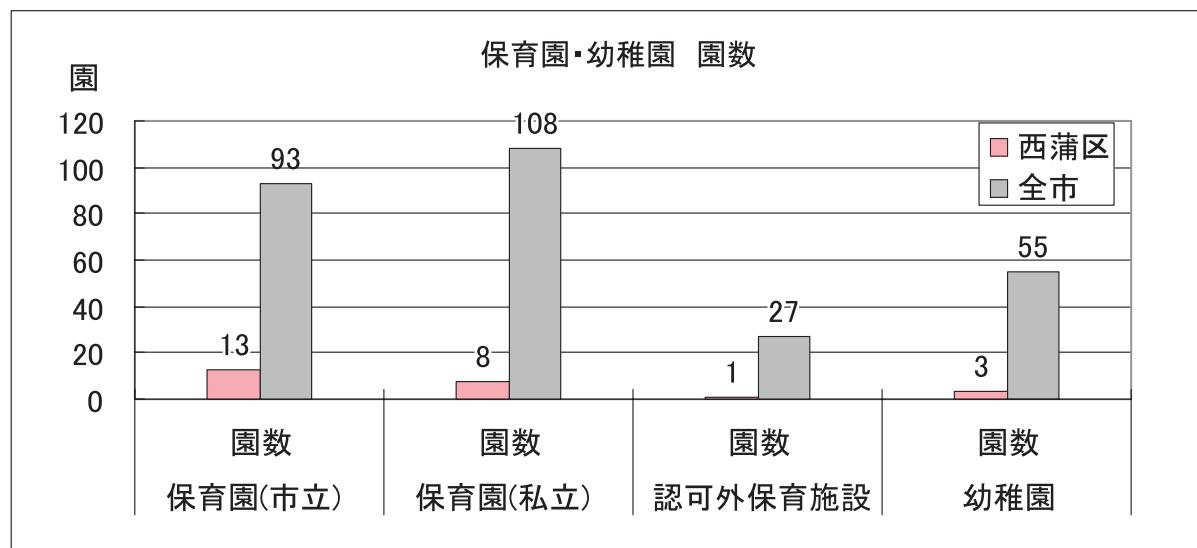
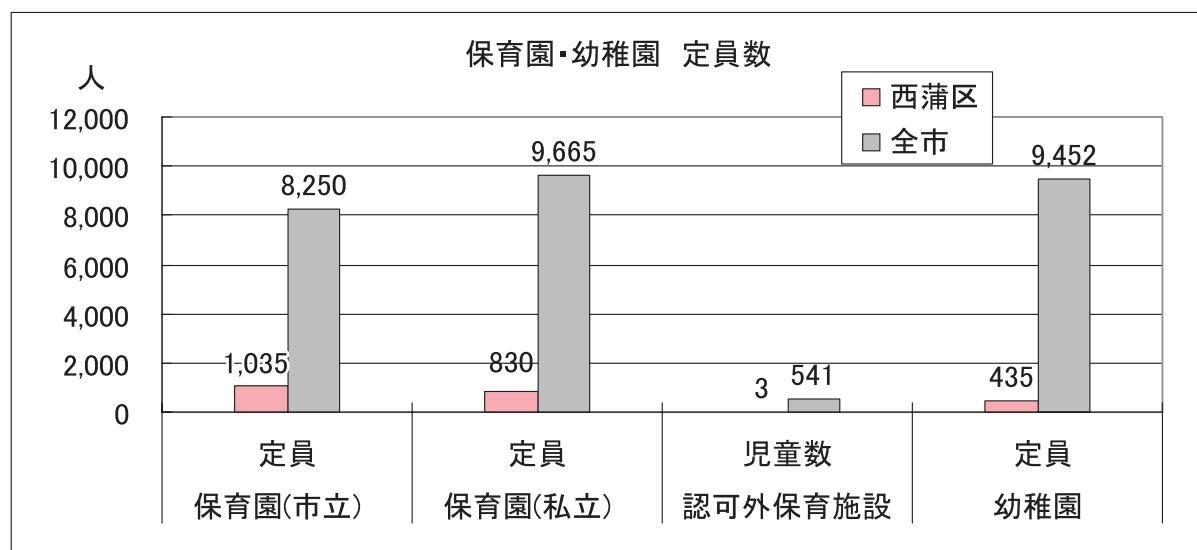
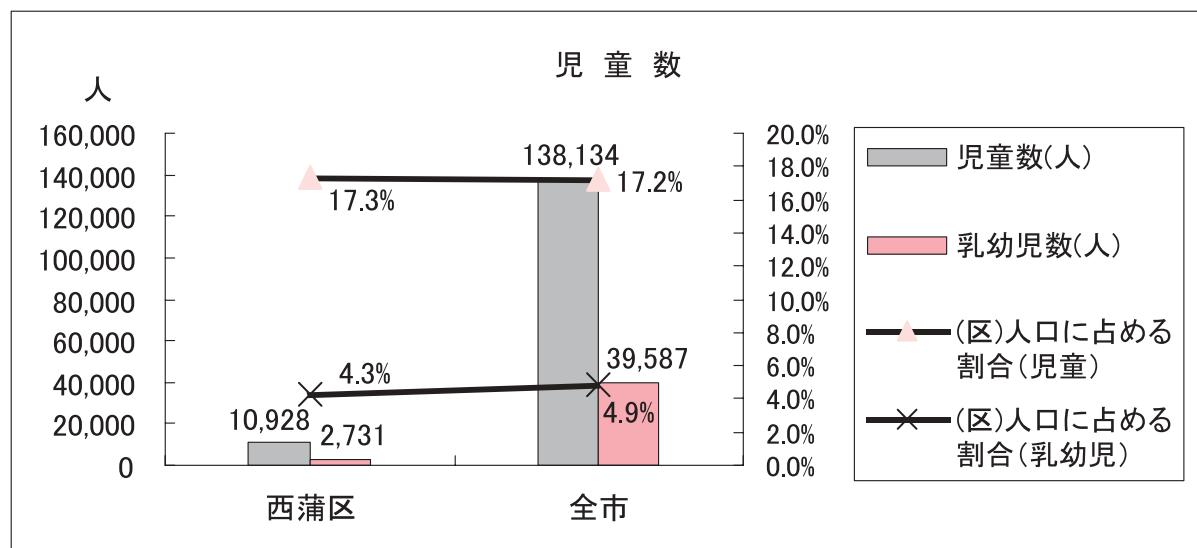


## 5 西蒲区の障がい者の現況（平成20年4月1日現在）





## 6 こどもの現況（平成20年4月1日現在）

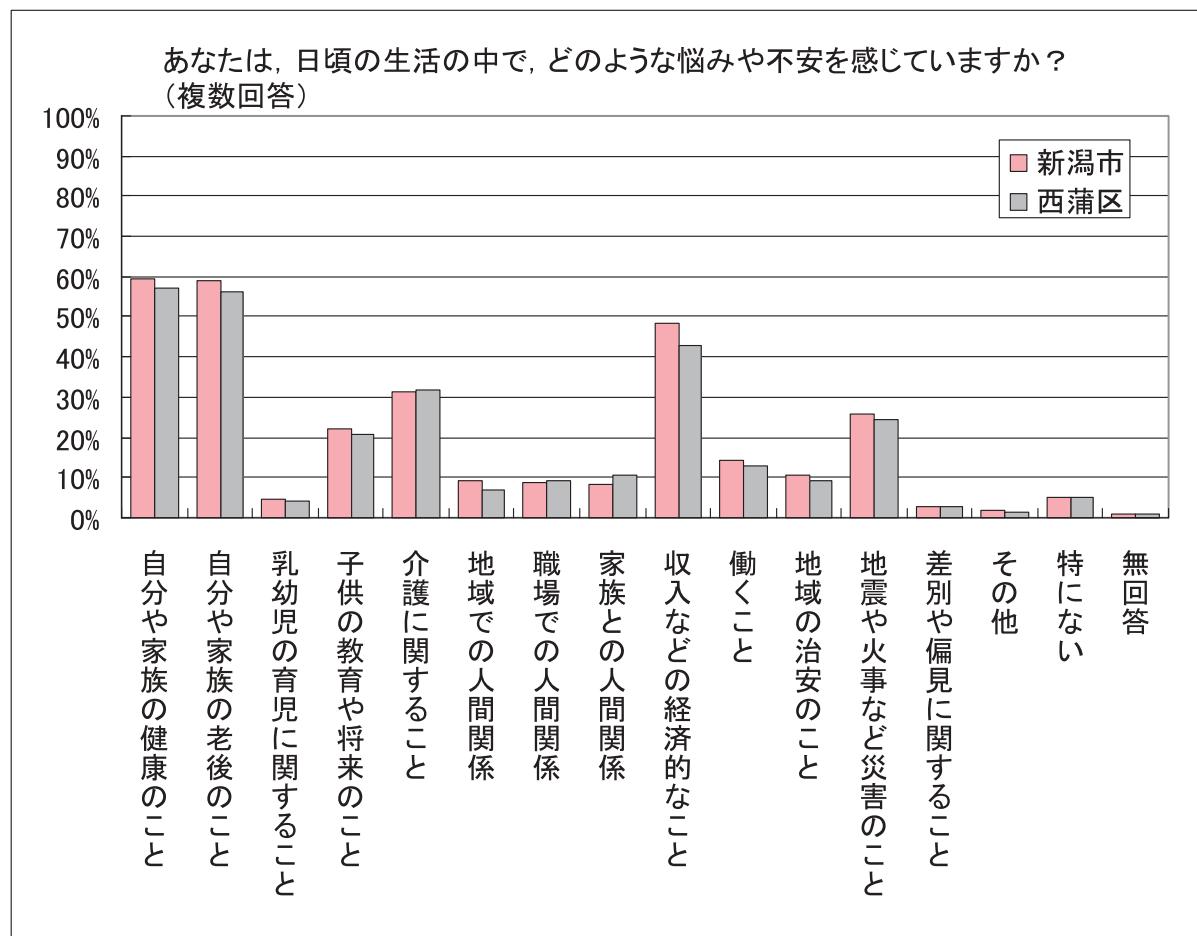


## 7 福祉のまちづくりアンケートの結果

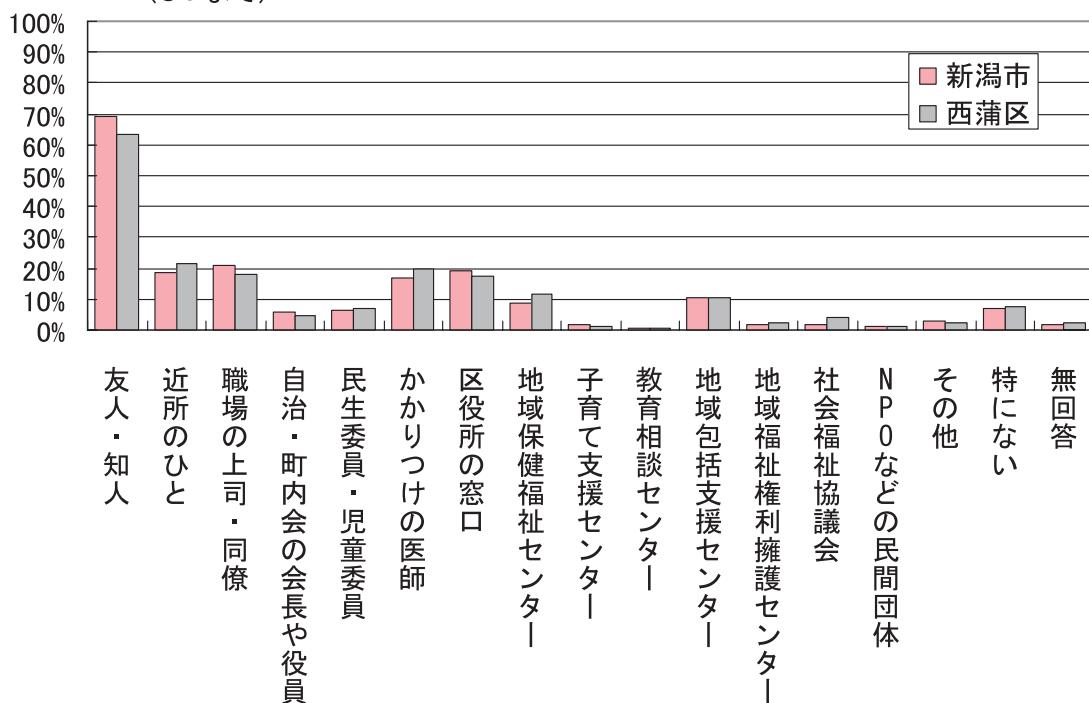
地域における市民の福祉面での実態・要望を把握し、傾向やニーズを分析することで、地域福祉計画の貴重な資料とすべく、福祉のまちづくりアンケートを新潟市全域を対象として行いました。

- (1) 調査対象 満20歳以上の個人男女8,000人
- (2) 抽出方法 住民基本台帳より無作為抽出
- (3) 調査方法 調査票を郵送で送付、
- (4) 調査期間 平成20年3月14日～3月31日

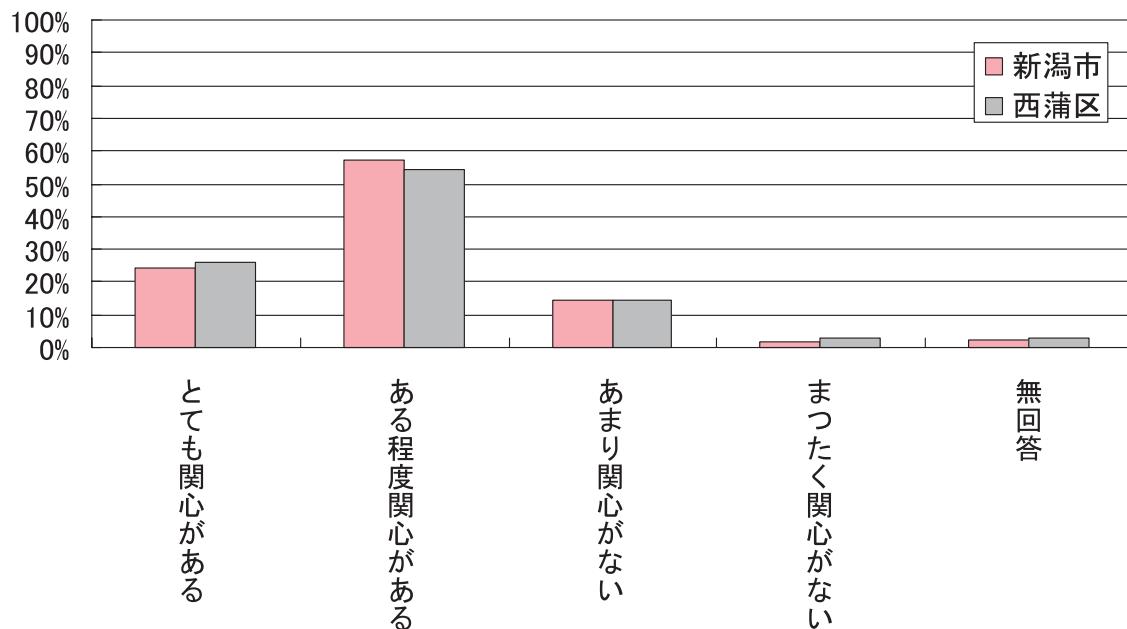
新潟市全域でのアンケートの有効回答数は4,917名、回答率は61.5%でした。そのうち西蒲区の有効回答数は379名（629名に送付）、回答率は60.3%でした。



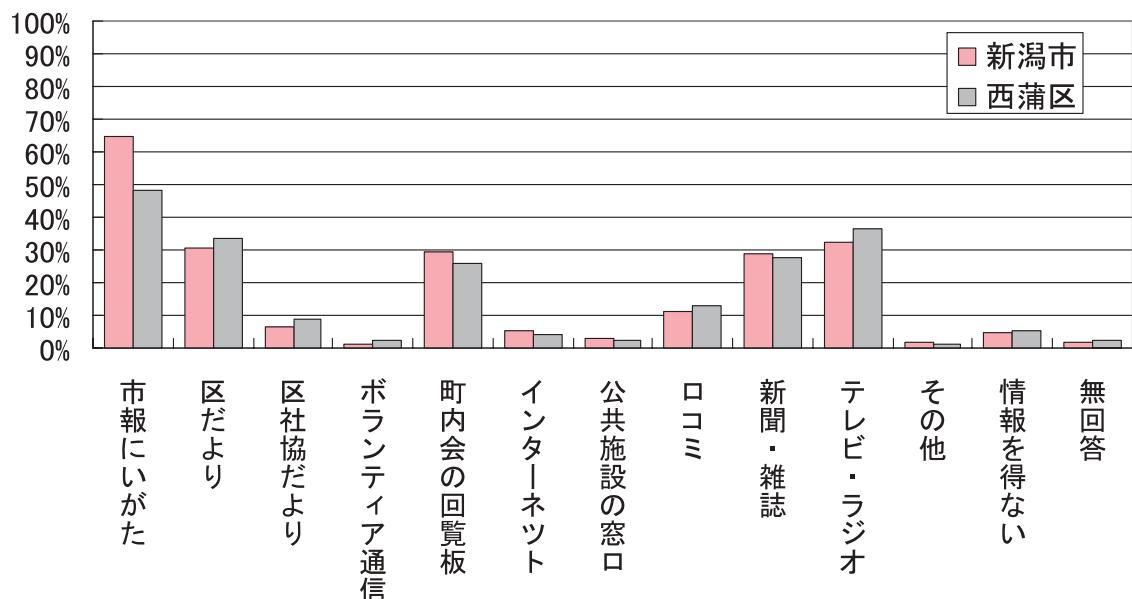
あなたは、普段の暮らしで何か困ったことがおきた場合、「ご家族やご親戚以外」どなたに相談することになると思いますか。  
(3つまで)



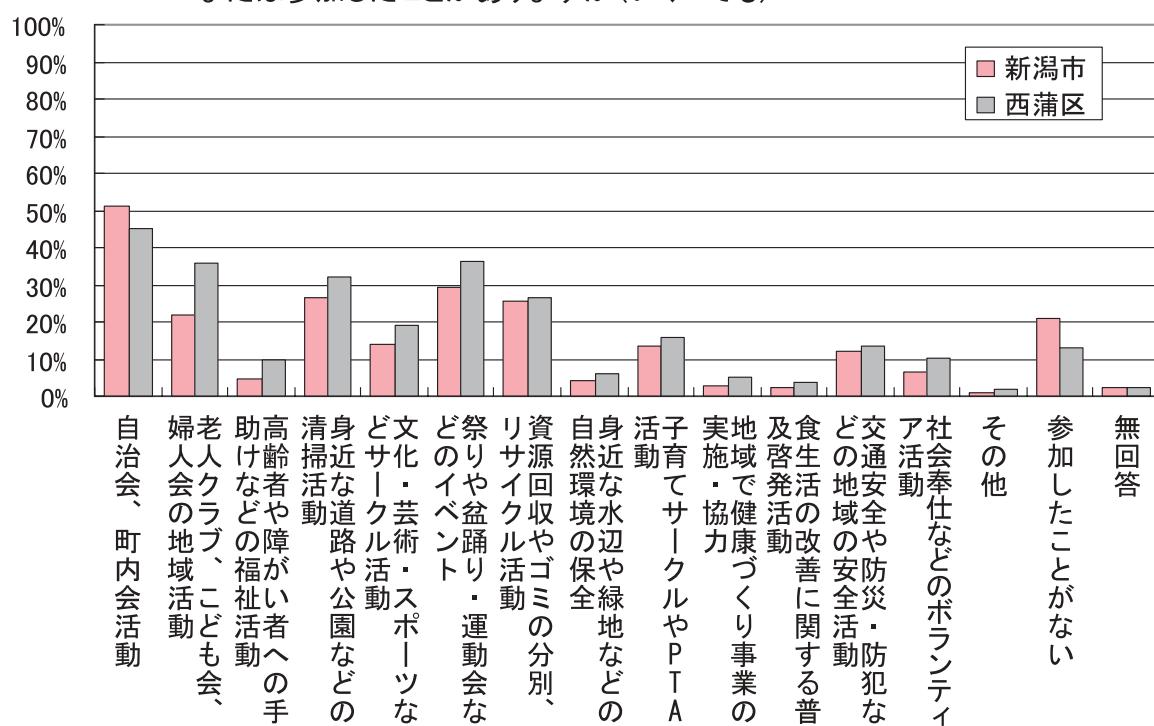
あなたは、福祉に関心をお持ちですか



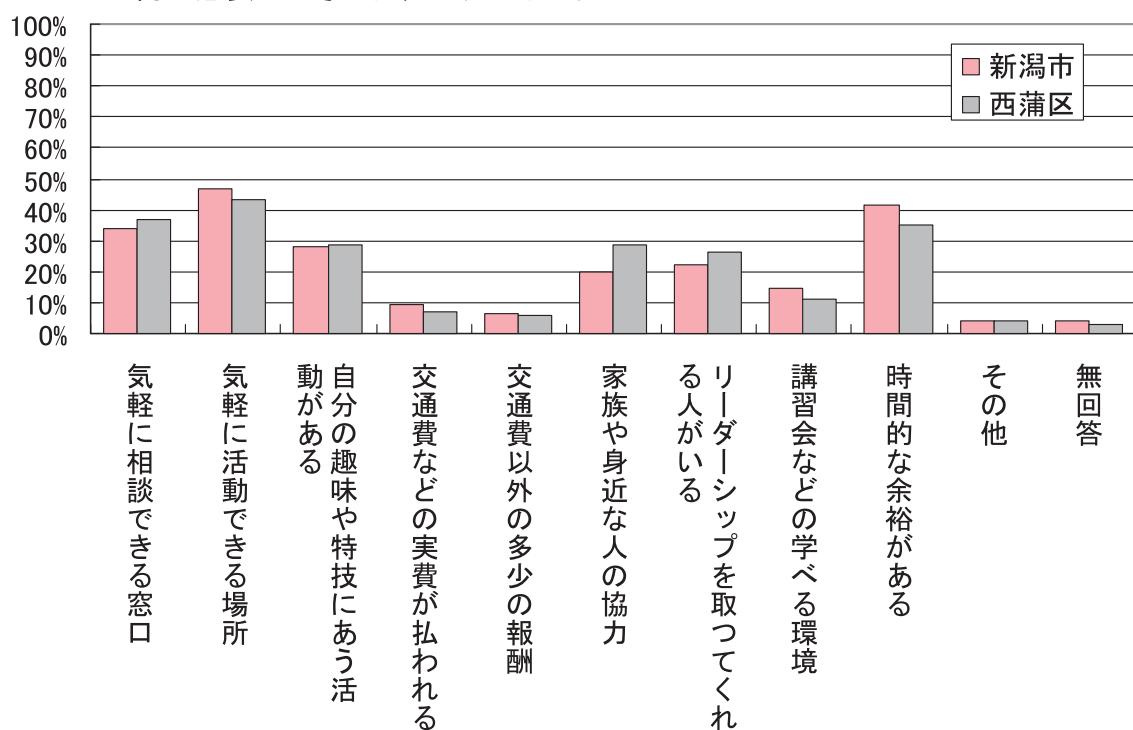
あなたは、保健や福祉に関する地域活動やボランティア活動の情報を  
どのような手段で得ることが多いですか(3つまで)



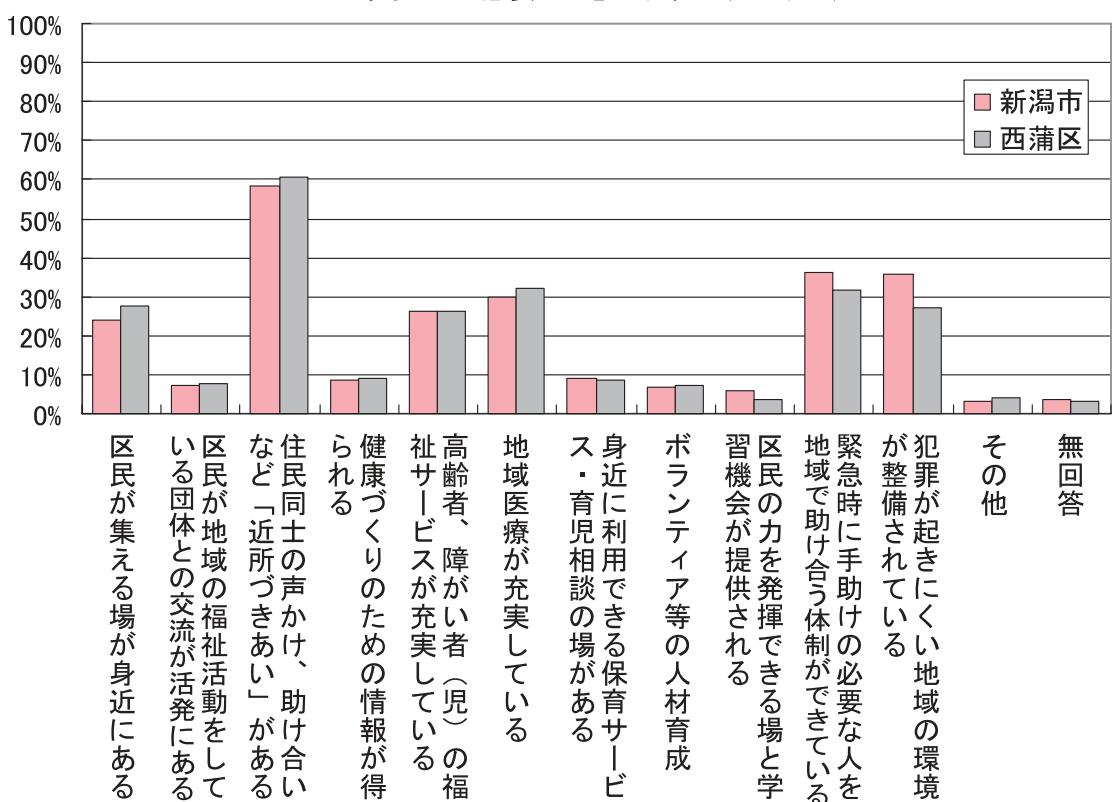
あなたは、地域で行われている以下の活動に参加している、  
または参加したことがありますか(いくつでも)

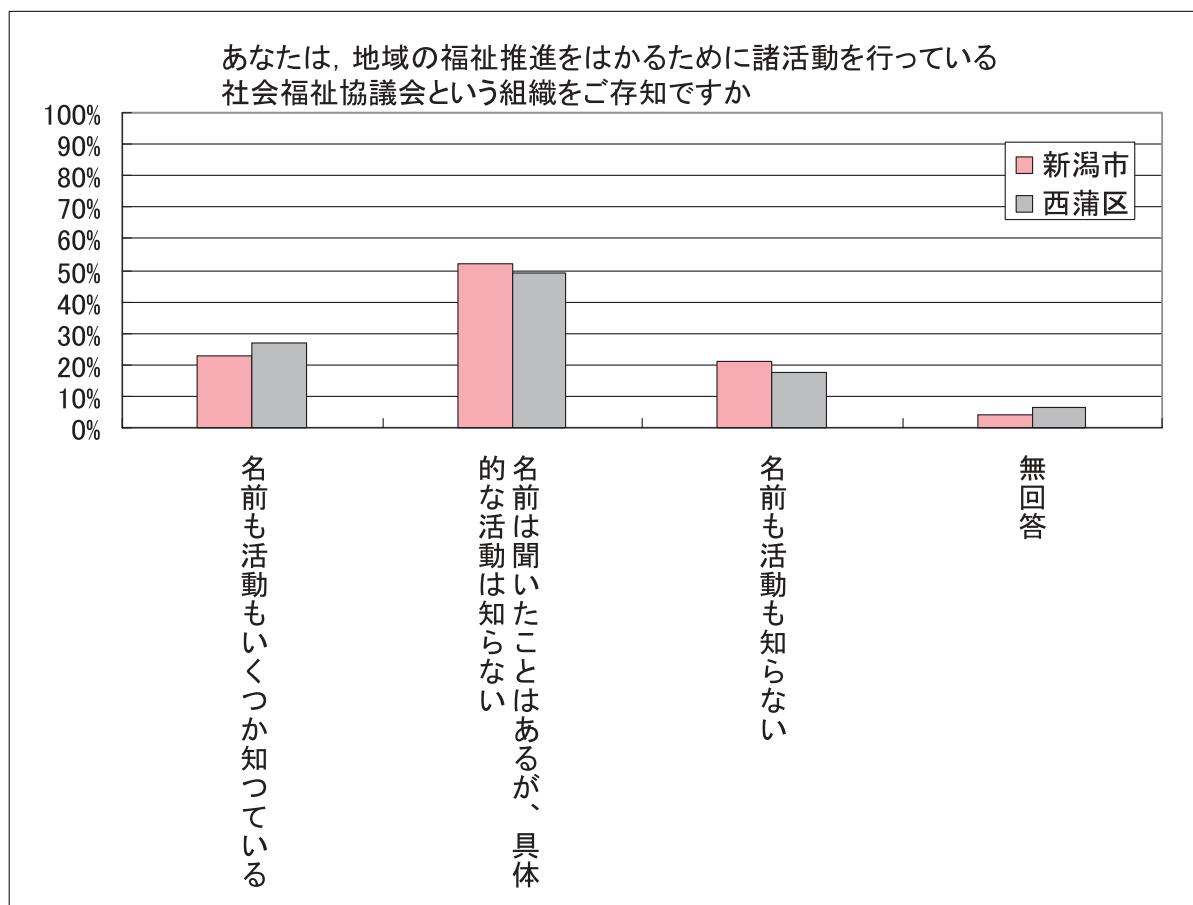
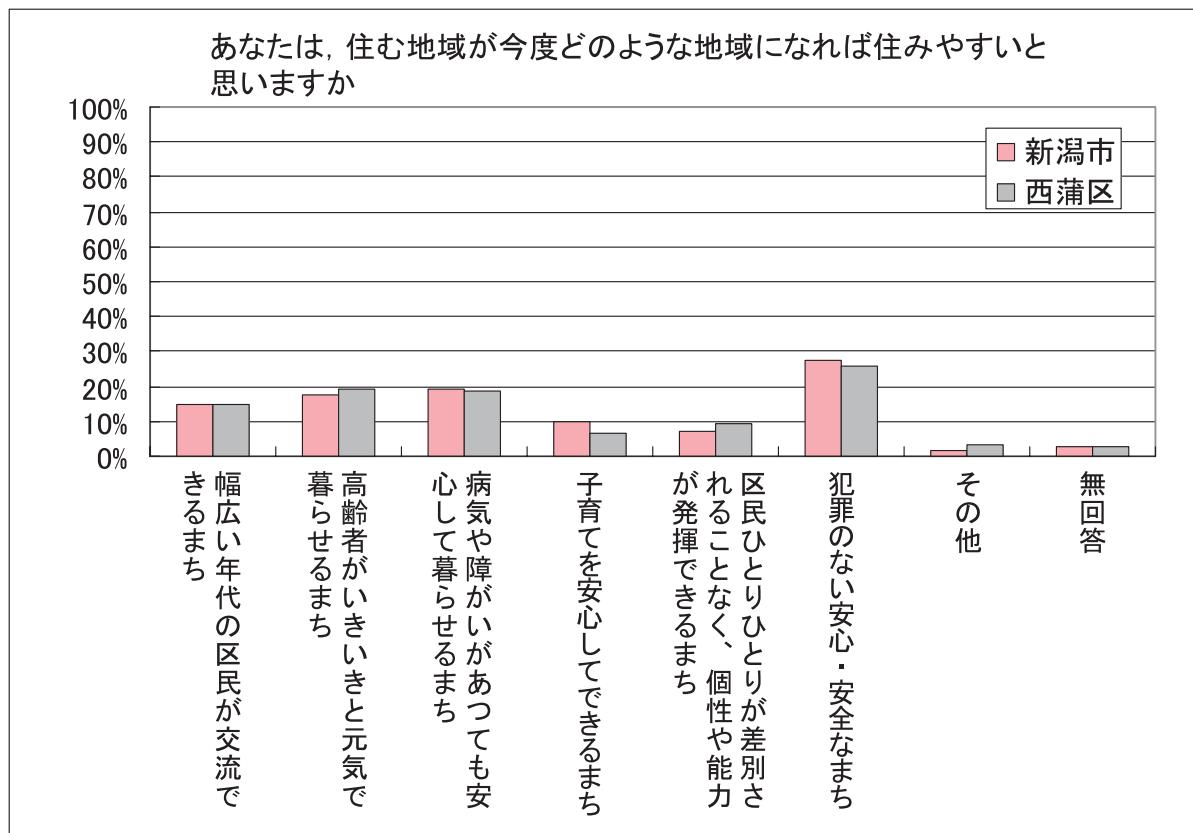


あなたは、福祉活動やボランティア活動に積極的に参加するために何が必要だと考えますか(3つまで)

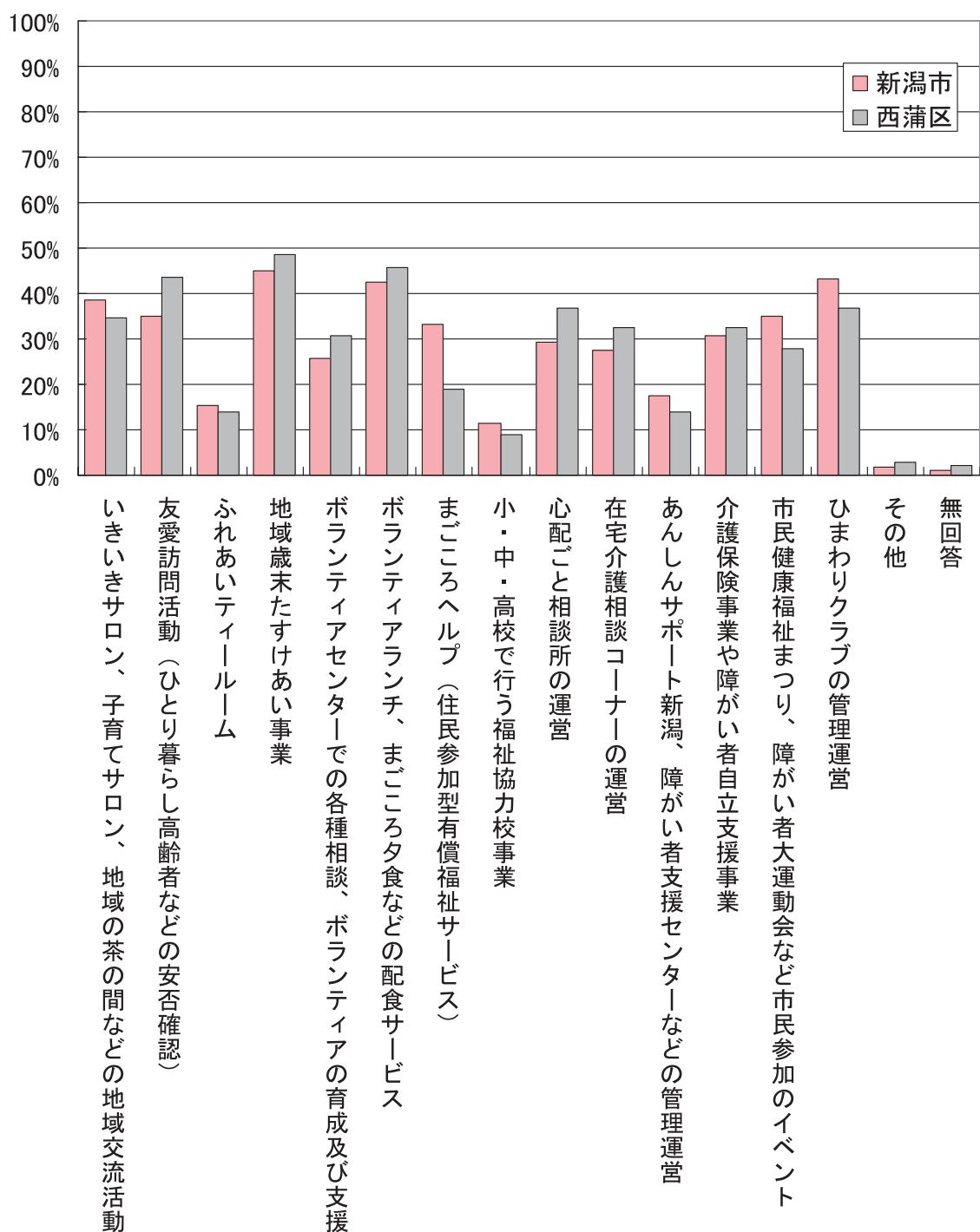


あなたの住む地域を、より住みやすくするために、どのようなことが必要だと思いますか(3つまで)





あなたの知っている社会福祉協議会の活動に○をつけてください  
(いくつでも)



## 8 福祉団体等アンケート結果

西蒲区地域福祉計画の策定にあたり、西蒲区において活動している各種団体の状況を把握するため、アンケートを行いました。

(1) 調査対象 西蒲区内で活動している各種団体 103団体

内訳：地域福祉関係38団体、高齢者福祉関係29団体、障がい者福祉関係12団体、  
こども・女性福祉関係21団体

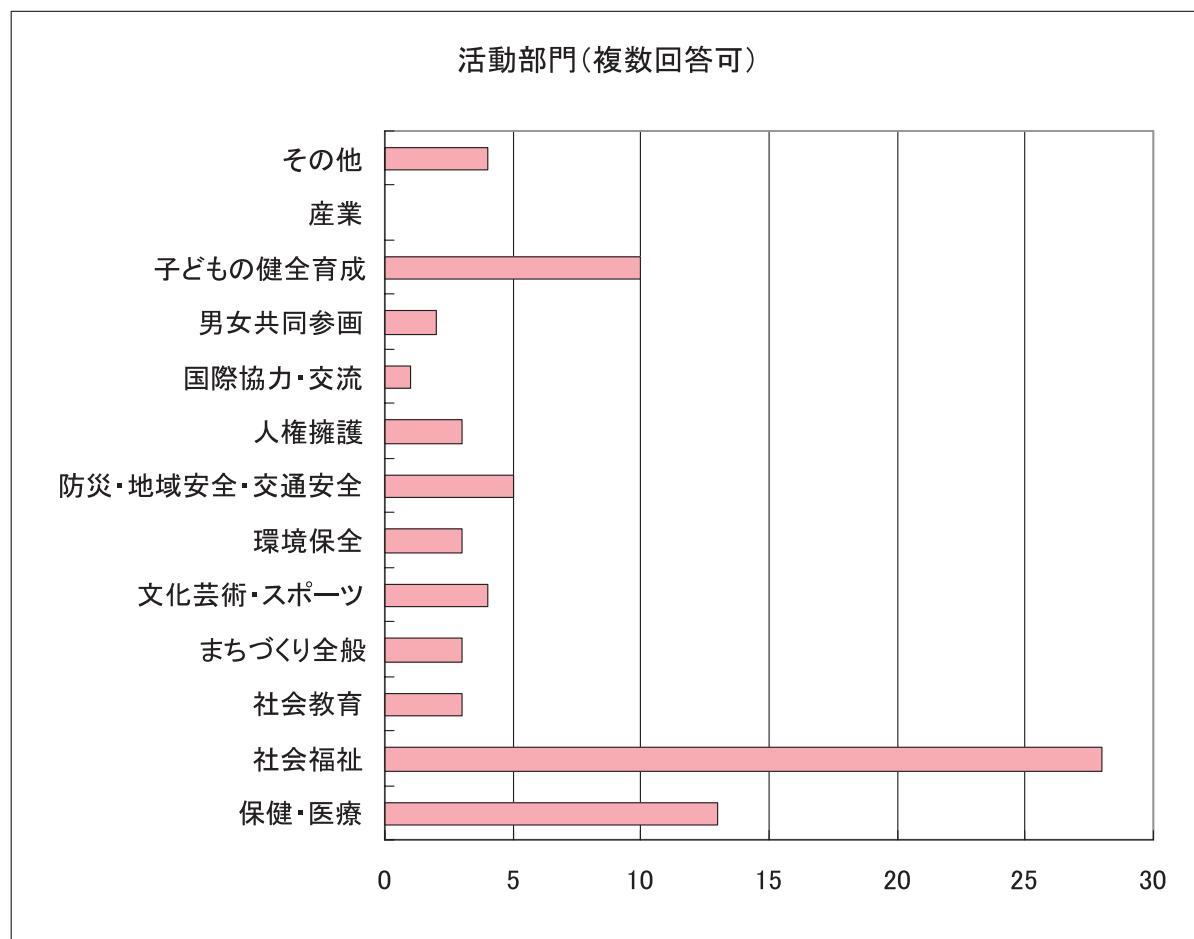
(2) 抽出方法 各分野より無作為に抽出

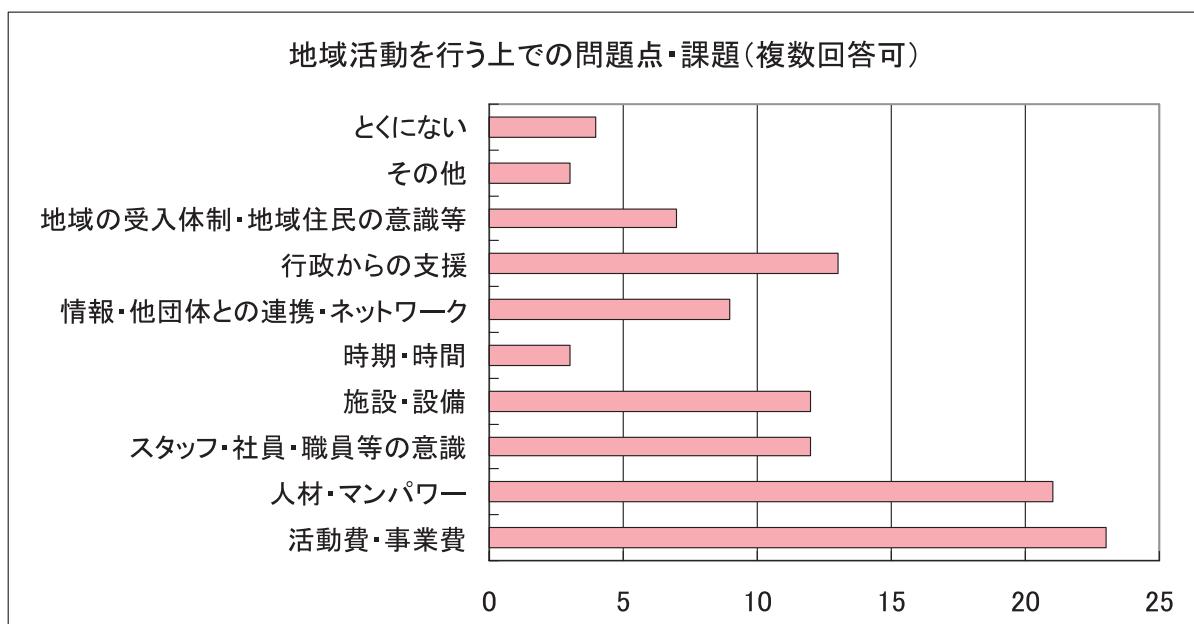
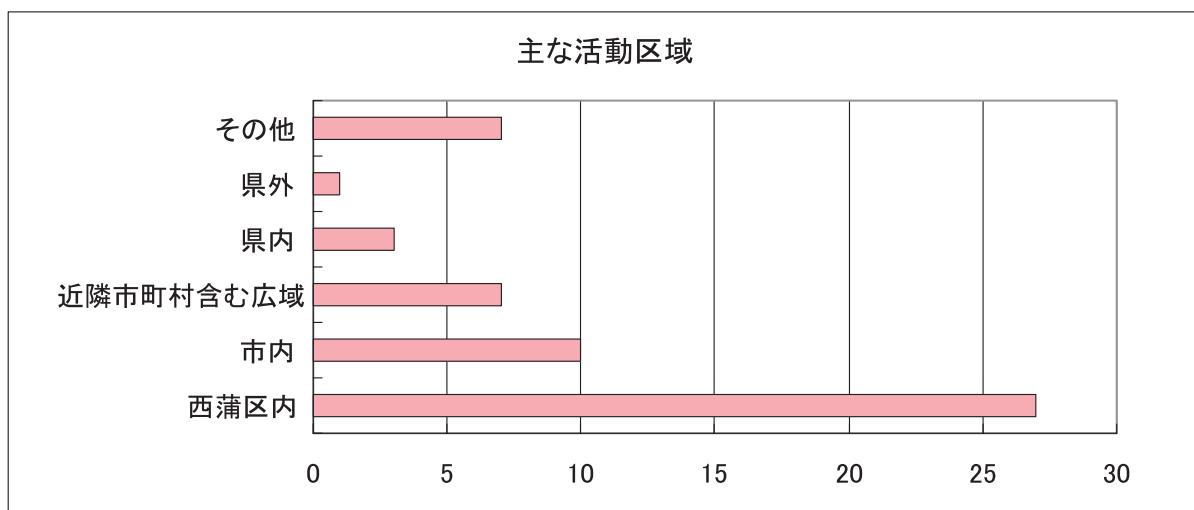
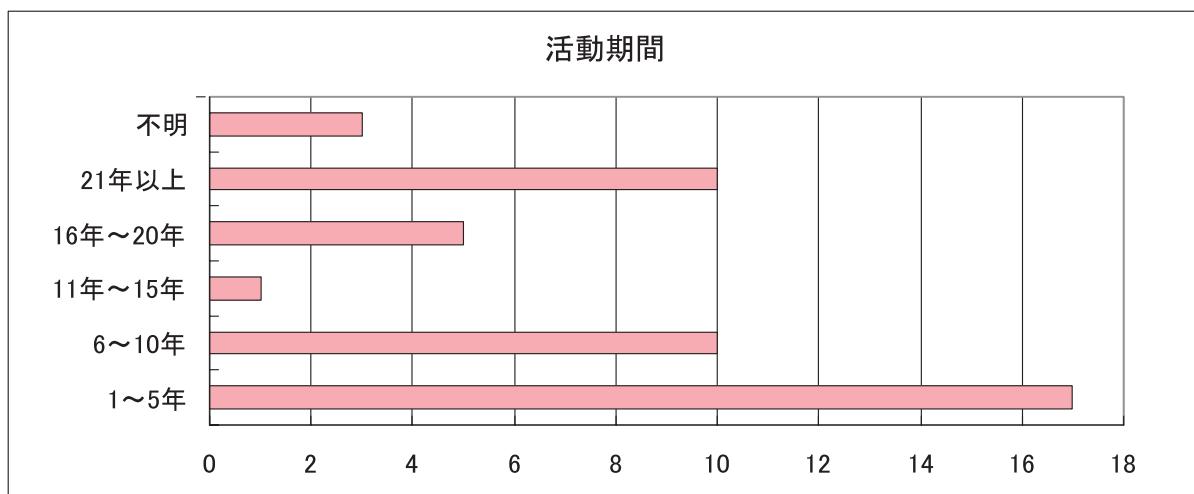
(3) 調査方法 アンケート調査票を郵送で送付

(4) 調査期間 平成20年8月～9月

送付数103に対して回答数は47、回答率は45.6%でした。

下記にその結果の一部を紹介します。





## 9 福祉団体等アンケートでの運営上の問題点・自由意見

### ○運営上の問題点

#### 地域福祉

- ◇会員の高齢化に伴う若い会員の募集、役員の後継者育成。【地域の福祉団体】
- ◇個人情報保護法の関係で、個人の情報が入手し難く、問題の解決がスムーズに行かない場合がある。【社会福祉団体】
- ◇ボランティア活動で収集したゴミの処理が問題であるが、毎回市より協力していただいている。【企業】
- ◇団員が少ない。入団の勧誘に努めています。団員を増やしたい。【社会福祉団体】
- ◇一緒に活動してくれる人が集まらない。【ボランティア団体】
- ◇会に若い人の参加がなく、活動が（訪問回数が）減る。【ボランティア団体】
- ◇会員の数が少ない、朗読の技術向上。【ボランティア団体】
- ◇現状では地区社協のあたたかい支援と会員の和で、特別問題はないが、施設・設備・配食の大変さ、若手の加入、後継者、リーダー、まとめ役の交代、ボランティアの限界など予想される問題は少なくない。【ボランティア団体】
- ◇財政事情から事務局体制が組めない。【NPO】
- ◇会員の減少、高齢化、それに伴う財政のひっ迫。【社会福祉団体】

#### 高齢者福祉

- ◇看護師、介護員の人材確保難。【施設】
- ◇制度改革ごとに医療と介護報酬が引き下げられる事。【病院】
- ◇福祉事業活動は人件費比率が高く、その上支払額の削減は困難であり、むしろ労働条件を向上させなければ、良い人材も流出するおそれがある。良い人材で質の高いサービスを維持していくための方策に苦慮している。【福祉サービス事業所】
- ◇老人クラブは60歳以上の加入ですが、加入人数が少なく、老人クラブの活動に活気がなくなっていました。【老人クラブ】
- ◇運営助成金が政令市化で大幅に削減。【老人クラブ】
- ◇町部の単位クラブの活動拠点が不備。【老人クラブ】
- ◇センターへの配置人員が少ない。【地域包括支援センター】
- ◇包括業務について、法人の理解が得られず、活動が制限される。【地域包括支援センター】
- ◇報酬が低く人員が増やせない。【福祉サービス事業所】

## 障がい者福祉

- ◇市の委託事業なので委託料を拠り所に活動しているが、委託料ではまかなえず、母体社会福祉法人の大幅繰り入れでようやくやりくりしている。【福祉サービス事業者】
- ◇私達は聴覚障害者であるため、社会生活のあらゆる面で情報保障のために手話通訳は必要不可欠である。その手話通訳者を調整派遣してくれる専門的なコーディネーターが未だにいないので、是非設置してほしい。そのコーディネーターの生活と身分保障を行政が責任をもって配置してほしい。【当事者団体】
- ◇運営資金の不足。【施設】
- ◇施設利用者の継続利用の促進。【施設】
- ◇地域住民との融合。【施設】
- ◇地域社会復帰基盤の脆弱性。【施設】
- ◇合併により旧西蒲原郡10ヶ町村が半分の5ヶ町村となって再結成され、助成金問題で中之口地区は解散し、今また潟東地区も解散一歩手前の状況となっており、助成金の再交付が望まれる。【当事者団体】
- ◇障害者自立支援法により収入減となったこと。【施設】
- ◇大きな問題とは言えないが、交通の不便さがある。【施設】
- ◇障がい者の中でも、知的障がい者は意思の疎通が困難で、親でも理解しかねる事があり、外出面で不自由。【当事者団体】

## 子ども・女性福祉

- ◇子どもを取り巻く諸問題について、関係諸団体との共通理解を深めるための計画的な情報交換の機会をどう設定するかが問題になっている。【社会福祉団体】
- ◇少子化、介護報酬単価が低い、看護師の必置基準が厳しい。【福祉サービス事業者】
- ◇強いて言うなら、運営内容などが新潟市（旧新潟市）のやり方と合併先の足並みが揃わないこと。【施設】
- ◇現在利用している場所に制約がある（利用日、飲食禁止など）。【ボランティア団体】
- ◇活動費がなく、講師を招いたり、その他の活動の幅を広げられない。【ボランティア団体】
- ◇在籍児童数に対して施設が狭い。【施設】

## ○自由意見

### 地域福祉関係

- ◇ボランティアへの参加者を育成したい。自治活動の組織作りが必要。論より実践。【地域の福祉団体】
- ◇何をしている団体なのかよく分からぬとの声が多いので、より多くの方々に参加していただけるよう努力したい。【社会福祉団体】
- ◇会が計画した事業であるから「どうぞご自由に」というのではなく、公共活動と考え、何らかの助成があってもよいのではないか。
- 公共施設における活動であり、奉仕活動であるが会の経済的負担も大きい。【地域の福祉団体】
- ◇災害時には出来るだけ救護が出来るよう、日頃の心構えと炊き出しなど訓練したい。また日頃の活動を、老人・障がい者・幼児など視野を広げて考えていきたい。【社会福祉団体】
- ◇ボランティアする側の年齢が高くなっています。  
若い方は勤めがあるので時間的に無理なのかも知れませんが、老若男女受けて楽しい研修、聞いてわかりやすく心に残る講演（ボランティアに関する）を、是非西蒲区で計画して欲しいです。【ボランティア団体】
- ◇障がい当事者が行事・講演・説明会などスムーズに参加できるよう配慮する。公的機関で送迎、手話通訳、要約筆記を常に手配してもらう。【ボランティア団体】
- ◇団塊世代の退職後の生きがい対策、福祉ボランティアの育成。【ボランティア団体】
- ◇デイサービス、ショートステイ、学童保育などの充実。【ボランティア団体】
- ◇子ども達の家庭教育、基本的生活習慣形成、カギっ子、子育て支援。【ボランティア団体】
- ◇独居老人、老人世帯の見守り、むしろ大家族の中での孤独老人問題。【ボランティア団体】
- ◇合併・区政に伴い、出張所・地区社協などの職員減から、諸々不都合が生じている。職員の意識、地域活動に対して専門職としてのパワー・関心・援助・活動推進に行政のあたたかい指導力を期待したい。【ボランティア団体】
- ◇世代間の交流、保育園・幼稚園と高齢者との交流推進。【ボランティア団体】
- ◇学校教育に支障のないようにを前提に、小中学校の道徳・総合学習時の交流？地域福祉のPR・勉強会。【ボランティア団体】
- ◇西蒲区内の、地域福祉活動諸団体の情報交換会を企画してもらいたい。相互の活動状況を理解し、地域福祉活動への連帯感を持つことによる連携など予想外の効果が期待できるものと思う。【NPO】

## 高齢者関係

◇介護保険の利用ができない癌の患者様を介護保険1割負担で事業所を利用できるような制度の新設が必要です。

要支援のケアマネを居宅へ全面移行にして欲しいと思います。地域包括が間に入る事がえって混乱と忙しさを増幅しています。【福祉サービス事業者】

◇施設利用者も、障がいはあるものの地域の一員であります。

高齢者というくくりの中に、施設利用者（特に長期入所者）が含まれていないイベントなどがあり、残念に思いました。

今後施設利用者も、地域の一員であることを考えて計画してほしい。【施設】

◇既に支援、協力関係にあるところは良好な関係ができているが、自治会レベルでの関係作りが今後の課題。【地域包括支援センター】

◇災害時に、高齢者（特に一人暮らし、高齢者の二人暮らし）の安否確認、身内の方への連絡を誰が行うか等、行政を含め地域で考えなければと思います。【地域包括支援センター】

◇行政への期待にも記載してありますが、当地区は公共の交通機関が皆無となっております。何かありますか？また何とかなりませんか？【老人クラブ】

◇さまざまな話題・要望を、今すぐ実現できなくても明らかにし、その実現の方向性を示してほしい。【老人クラブ】

- ・高齢者だけの生活を見守り、支える対策の強化。
- ・「悩み事相談」窓口の充実。
- ・出張所の取り扱う業務をもっと広げてほしい。
- ・集団検診の継続。
- ・地域的な「害虫駆除」がなくなり困っている。
- ・自主防災組織や地域コミュニティの活動がわかりにくい。
- ・越後線のダイヤの充実、増発を。

※課題解決への提案。

- ・家庭内の和をまずしっかりと。
- ・町内会への連絡網・連絡方法を確立する。
- ・地域の「お茶の間」を開催し、交流しあう。
- ・まわりへの「声かけ」など、隣近所の助け合いが大切。

◇これまで、地域の高齢者の集う場所でPR活動・実態把握を実施してきた、徐々にだが相談件数は増加した。

現在、介護予防という視点が重要視されているが、地域性なのか、ほとんど何もサービスを利用せず、どうしようもなくなつてからサービスをやっと利用される方が多いように感じている。【地域包括支援センター】

## 障がい者福祉

- ◇ 8/12 岩室地区の地域福祉計画策定に係る住民座談会に出席したが、思った以上に合併前の町村のかゆいところに手が届く行政サービスが消え不便になった事への不満が強かった。こうした意見を真摯に拾い集め、住民力を再結集させながら、行政・住民のパートナーシップによる創意工夫で、前向きに問題解決を図っていければと思う。
- そのためには、住民参加を保障する綿密な広報が極めて重要であり、ここを丁寧に取り組む必要があると考えた。【福祉サービス事業者】
- ◇ 障がい者（知的・精神）への地域住民からの偏見と隔離感の解消→ノーマライゼーションの確立。【施設】
- ◇ 障がい者の社会復帰（就労や社会生活等）の促進や社会貢献への試みを行っていきたい。（祭りへの参加やボランティア活動への挑戦など）。【施設】
- ◇ 認知症になってしまわれた家族の方が、知的障がい者とは一緒にしないでくれ！という話を聞いたことがあります。又、逆に知的障がい者の家族の方のご苦勞がわかりますと言って下さった方がいました。皆同じ人間なんです！と言いたい。【当事者団体】
- ◇ 千葉県では昨年から「障害者差別禁止条例」という全国で初めての施策を行ったことを伺った。県が主体となって、全県的に障がい者団体の他にあらゆる企業・官公庁等に呼びかけたところ、沢山の協力企業等が出て、年に4回くらいの定期的会議を行ったおかげで、以前より障がい者も暮らしやすい環境や街になってきているとのこと。そういう例を参考に、私達の街もより良い豊かな街、社会環境づくりを目指して頑張っていきたいです。
- 【当事者団体】
- ◇ 地域交流スペースの開放（施設設備の開放）など、施設として地域に使ってもらえることは何か？を考えている。【施設】
- ◇ 地域の障がい者のニーズに応えて定員増や新たな施設の設立など行ってきた。日中一時支援事業による一時的な障がい者の受け入れや、学生、生徒の実習の受け入れ、ボランティアの受け入れ、地域住民の参加による防災訓練の実施などを行い、地域の障がい者福祉の一つの拠点となりつつあるのではないか。【施設】

## こども・女性福祉

- ◇「地域の子どもは地域ではぐくむ」を合言葉にして活動を推進している。子どもたちを見守るすべての関係者の理解と協力を一層確かに強固なものにしていくことを大切にしたい。【社会福祉団体】
- ◇施設入所者は曾孫の訪問により、一時の安らぎと適度の緊張に伴い、健康に良い癒しを得ることができ、毎回楽しみにしている。【施設】
- ◇今まで親子で行く場所がなかった人たちが、そこで子どもを遊ばせたり、親同士情報交換をしたりなど、居場所となっている。利用する人数も増えてきた。【ボランティア団体】
- ◇今までのよう、親子が自由に集える場として活動していきたい。  
その中で時々お楽しみ会的なものや、講師を招いて勉強会などもやっていきたいと思っている。【ボランティア団体】
- ◇保育園の施設開放やどんぐりの舎など、親子で行ける場所があるにはあるが、それだけではなく、もっと身近な存在で、気軽に行ける場所＝時間や一定の条件に縛られず、自由に立ち寄れるような場所があったら良いと考えている。【ボランティア団体】
- ◇昔の公民館活動がやっていたように、地域ごとに関係者が集まり、懇談会をもち今後の地域活動について、忌憚のない意見を出し合い互いに連携しあって、その地域での活動を検討する必要がある。新聞報道される事件や、学校内での陰湿ないじめ、荒れる学校など、目を覆いたくなる事件等。この対策には、今後改めて学校所属の子ども会でなく、地域に密着した子ども会育成が必要な時代になったように思います。【施設】

## 10 西蒲区福祉関係社会資源一覧表（平成20年4月1日現在）

	社会資源	巻	西川	岩室	潟東	中之口
高 齢 者	老人福祉センター	2	1			1
	老人憩いの家	1				
	生きがい対応型通所施設	4		1		1
	高齢者生きがいルーム	1			1	1
	高齢者支援センター		1			
	地域包括支援センター	1	1	1	1	
	老人クラブ ※	36	20	10	13	9
	居宅介護	11	3	4	3	1
	訪問介護	5		1	2	
	訪問看護	3		1		
	通所介護	5	1	2	2	2
	通所リハビリ	2	2	2	1	
	ショートステイ	3	3	1	2	1
	介護老人福祉施設	2	1		1	1
	介護老人保健施設	1	1	1	1	
障 が い 者	小規模多機能施設	1			1	
	グループホーム	1				
	福祉用具販売	1		1		
	居宅介護		1	1	1	
	短期入所			1	1	
	生活介護				1	
	グループホーム・ケアホーム	2	2			
	就労移行支援	1				
	就労継続支援B型	1	1		1	
	旧法施設支援（身体・入所）			1		
こ ど も ・ 女 性	旧法施設支援（知的・通所）	1				
	移動支援		1	1	1	
	日中一時支援	1	1	1	1	
	指定相談支援		1			
	保育園	11	4	4	1	1
健 康 ・ 医 療	幼稚園	1	1			1
	ひまわりクラブ	4	3	1	2	2
	子育て支援センター	2	4		1	1
	ふれあいスクール			1		
	広域コミュニティ施設	1		1		
健 康 ・ 医 療	保健福祉センター	1				
	健康センター		1	1	1	
	病院	1	1	1	1	
	開業医	15	5	4	1	4
	歯科医	18	5	3	2	2

※老人クラブの数は、市で把握しているクラブの数を記載しています

## 11 用語解説

用語	説明
<b>あ 行</b>	
愛の一声運動	西川地域において、高齢者や障害を持った方が地域で安心して暮らせるように、民生委員の協力を得て定期的に訪問し、安否確認や孤独感の解消を図るとともに、様々な福祉サービスの情報提供をすることを目的としている。訪問回数は年7回、訪問の手段として、日用品を届けることができる。
安心袋（箱）	民生・児童委員等の協力を得て、在宅のひとり暮らしの高齢者等に、リュック（袋）やプラスチックケース等に災害時や入院時に必要な日用品をつめて、提供する事業。物資を提供するだけでなく、安心カードなどを作れば安否確認も可能である。北区・西区・南区等では、すでに事業展開を行っている。
あんしん連絡システム	在宅のひとり暮らしの高齢者等に対し、簡易な操作で通報することができる装置（以下「自動通報装置」という。）を貸与し、緊急時に24時間体制で、介護の専門家による出動やサービス提供機関への連絡調整をし、併せて日頃の定期的な安否確認と各種の相談受付を行うもの。
いきいき元気芸能祭	巻地区社会福祉協議会を主催とし、老人クラブ連合会が共催となり、平成20年度は6月に第29回を巻文化会館で開催した。主として、高齢者の各種芸能の発表の場であるが、保育園のマーチングバンドもあり、子どもから高齢者まで楽しめる企画が盛りだくさんである。
いきいきふれあい スポーツ大会	西川地区の障害を持っている方と日頃からボランティア活動に参加している方が一堂に会して、スポーツを通じて親睦・交流を図ることを目的にしている。平成20年度は、6月に西川体育センターで開催した。
生きがい対応型通所事業	公共の施設を利用して、家に閉じこもりがちな1人暮らし高齢者などの社会参加を高め、外出したり、仲間づくりをする機会を確保し、介護予防と生きがいづくりや日常生活での不安や孤独感の解消を図り、「いきいきした生活」を送れるよう実施するもの。
生きがい対策推進事業	高齢者の健康及び生きがいの増進、教養の向上並びに高齢者に対するレクリエーションのための便宜の供与を目的とする事業。
いのちの電話	孤独な中で自身の悩みについて相談する相手がない者に対して、電話により匿名で相談に応じる慈善活動、もしくはその団体。
インターネット	さまざまなコンピューターネットワーク同士を連結させた、世界規模のコンピューターネットワーク。
<b>か 行</b>	
核家族	1夫婦とその未婚の子女、2夫婦のみ、3父親または母親とその未婚の子女、のいずれかからなる家族をさす。

家族介護支援事業	介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識、技術を習得させるために「家族介護教室」を開催している。
救急医療ネットワーク	平時あるいは災害時に、搬送患者数のアンバランスを防ぎ、分類・選別によって適切な病院へスムーズに搬送することを目的に、医療関係機関をつなぐネットワーク。
区ビジョン まちづくり計画	「新・新潟市総合計画」の一部を構成する「区ビジョン基本方針」の実現に向けた取り組みを示すとともに、区を主体としたまちづくりを具体化したもの。
グループホーム	高齢者や障がい者などが、専門スタッフ等の援助を受けながら、小人数で一般の住宅で地域社会に溶け込み、生活する社会的援助の形態。
ケアホーム	基本的にグループホームと同様のサービスを提供する。違いとしては、①家事等の日常生活の援助、②食事・入浴・排泄等の介助、③日常生活における相談支援、を主に提供することがあげられる。障害者自立支援法における障害程度区分2以上の人人が対象となる。
ケースワーカー	地域で福祉サービスを必要としている人の相談に乗り、保育所などの福祉施設の入所や生活保護を必要とする人への適用手続きをする。主に市町村役所の福祉課や、児童相談所、保健所、病院や福祉施設などで働いている。
高・障・児トライアングル 福祉交流まつり	高齢者・障がい者・児童（子ども）のふれあいを目的とした、西蒲区で開催されるイベント（特色ある区づくり事業）平成20年度は、1部種まき、2部収穫、3部メインのイベントを巻地区上堰潟公園で開催、という3部構成で開催した。
高齢化率	総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の割合のこと。
高齢者人口	人口の年齢構造において、65歳以上をさす。
コーディネート	物事を調整すること。
個人情報保護法	個人情報に関して本人の権利や利益を保護するため、個人情報を取り扱う事業者などに一定の義務を課す法律。平成16年5月30日に公布・一部施行され、平成17年4月1日に全面施行された。
コミュニケーション	複数の人間や動物などが、感情、意思、情報などを、受け取りあうこと、あるいは伝えあうこと。
コミュニティ協議会	地域の課題を解決するために、地域が一体となり自治会、町内会を中心にさまざまな団体等が参加する、小学校区または中学校区の組織。
コミュニティ フェスティバル	従来は中之口ボランティアフェスティバルという名称であったが、区制後は中之口地区コミュニティ協議会が主催となり、中之口地区社会福祉協議会と地元ボランティアグループが共催となり開催している。地元ボランティアの芸能発表や、日用品のバザー、食事コーナー等の盛りだくさんの企画があり、子どもから高齢者まで楽しめる内容となっている。

## さ 行

災害時要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時において適切な防災行動をとることが特に困難な人々。具体的には、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人など。
サロン	地域を拠点に、住民とボランティアとが共同で企画し、内容を決め、運営していく仲間づくりの活動。
さわやか健康づくり事業	運動や介護予防の知識の普及、啓発を通して高齢者ができるだけ長く健康で自立した生活ができるよう支援する事業。
自主防災組織	地域住民による任意の防災組織。主に町内会・自治会が母体となって地域住民が自主的に連帯して防災活動を行う任意団体のことをいう。具体的には町内会・自治会防犯部といった組織や、地域の婦人防火クラブ、その他防災関連のNPOなどをさす。
社会資源	福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づきすべての都道府県・市町村に設置される、地域住民や社会福祉関係者の参加により、地域の福祉推進の中核としての役割を担い、さまざまな活動を行っている非営利の民間組織。
社会福祉協力校	社会福祉協議会から指定を受けた学校に対して、補助金を交付し福祉への関心や理解を深めるための福祉教育を実施することで、次世代を担う児童・生徒、そして子供たちを通じて家庭への福祉の啓発を目的とするもの。
社会福祉法	社会福祉の推進、社会福祉を目的とする事業や活動の共通項目などについて規定している日本の法律。
消防団	消防組織法に基づいて各市町村に設置される消防機関。他の職業等に就いている一般市民で団員が構成されており、自治体からの報酬や装備の支給がなされている。
重度心身障がい者医療費助成	重度心身障がい者に対し、保険診療による医療費の自己負担額に一部を助成する。
自立支援医療	障害者自立支援法における医療費助成制度。身体に障害のある児童の健全な育成を図るため、当該障害児に対して行われる、生活の能力を得るために必要な医療に係る医療費を支給する「育成医療」、身体障害者の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、当該身体障害者に対して行われる、更生のために必要な医療に係る医療費を支給する「更生医療」、精神障害の適正な医療の普及を図るため、精神障害者に対して、当該精神障害者が病院又は診療所へ入院することなく行われる精神障害の医療に係る医療費を支給する「精神通院医療」がある。

シルバー人材センター	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域毎に1つずつ設置されている高年齢者の自主的な団体で、臨時の・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益法人社団。
新・新潟市総合計画	市政運営の基本指針として、合併建設設計画や新・新潟市合併マニフェストをもとに、平成26年度を目標とする長期的な視点に立って策定された、まちづくりのための計画。
心配ごと相談所	区制前、各地区において日常生活の心配ごとや悩みごとの気軽な相談窓口として機能してきた「相談所」を区制移行に伴い、引き続き区民の要望に応じ、区内2箇所（巻地区・西川地区）に窓口を統合して開設している。各相談所においては、適切な助言とスムーズな橋渡しを行っている。運営主体：西蒲区社会福祉協議会 ○巻地区 開設日 毎月第2・第4木曜 9時～12時 ○西川地区 開設日 毎月第1・3月曜 1時～3時
生産年齢人口	人口の年齢構造において、15歳から64歳までをさす。
セーフティ・スタッフ制度	子どもの登下校の安全を確保する目的で、小中学校ごとに学校区内の住民がボランティアで組織。専用のジャンパーと帽子を着用して、通学路等のパトロールを行う。
<b>た 行</b>	
たすけあい・ささえあい共生フォーラムin西蒲	平成16年から始まった、西蒲地域に住む障がいを中心とした、障がいのある人・無い人の相互交流や障がいを知ってもらうことを目的としたフォーラム。
地域の茶の間	地域社会の誰もが気軽に寄り合い、孤独の解消と地域づくりを目的として、子どもからお年寄りまで、障がいの有無を問わず、誰もが気軽に参加できる場、または子どもたちの総合学習の場。
地域包括支援センター	介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が置かれ、専門性を生かして相互連携しながら業務にあたる。
特定健診・特定保健指導	2008年4月より始まった40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員を対象とした保健制度。正式には「特定健康診査・特定保健指導」という。まず腹囲の測定及びBMIの算出を行い、基準値（腹囲：男性85cm、女性90cm / BMI：25）以上の人にはさらに血糖、脂質（中性脂肪及びHDLコレステロール）、血圧、喫煙習慣の有無から危険度によりクラス分けされ、クラスに合った保健指導（積極的支援/動機付け支援）を受けることになる。
<b>な 行</b>	
ニーズ	生活を営む上で感じる「満たされない状態」のこと

西蒲区健康福祉まつり	各種催物や展示を通じて多くの市民が福祉の現況や健康づくりについて考え、関心を深めるとともに、地域の「つながり」がより強く広がっていくことを願って開催。平成19年度は、10月に巻地区で開催。平成20年度は、10月に岩室地区で開催。毎年、地元ボランティアの活性化を図り、地区巡回方式を検討している。
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。
ニュースポーツ・チャレンジ大会	潟東地区社会福祉協議会が、老人クラブの協力を得て毎年実施している。家で閉じこもりがちな高齢者等に呼びかけ、健康・体力・生きがい・仲間づくりを目指し、スカットボールや輪投げ等の競技を楽しみ、その後昼食会等を催し、参加者からは楽しんでいただいている。
ネットワーク	網の目のように作った組織、系列、つながり。
年少人口	人口の年齢構造において、14歳までをさす。
ノーマライゼーション	障害者と健常者とが、お互いが特別に区別されることなく、社会生活を共にするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。またそれに向けた運動や施策なども含まれる。
<b>は 行</b>	
パブリックコメント	公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に（＝パブリック）に、意見・情報・改善案など（＝コメント）を求める手続。
バリアフリー	障害者や高齢者等の社会生活弱者が社会生活に参加する上で、生活の支障となる物理的な障害や精神的な障壁を取り除くための施策、若しくは具体的に障害を取り除いた状態をいう。
ひきこもり	人がある程度狭い生活空間の中から社会に出ない事。具体的には、自分の部屋でほとんどの時間を過ごし、学校や会社には行かない状態、あるいはそのような人。
ひとり親（家庭）	母親または父親のいずれかと、その子（児童）とからなる家庭をいう。単親世帯ともいう。
ひまわりクラブ	就労等により、昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全育成を図るための施設。放課後児童クラブのこと。事業は新潟市が実施しているが、運営管理は新潟市社会福祉協議会が行っている。
福祉電話	一人暮らしの高齢者や身体障がい者宅に地方公共団体が設置する電話。
プライバシー	私生活や私事が他人によってのぞき見されない、他人の表現行為によって公開されない、他人に営利的に利用されないなどの権利。
ふれあいスクール	小学校の施設を活用し、平日の放課後や土曜日の午前中などに、子どもたちに安全な遊び場を提供するもの。異年齢交流や地域人材を活用した大人との交流など、活動内容は実施校によって異なる。

ふれあい昼食会	西川地域の事業で、70歳以上のひとり暮らし高齢者または高齢者のみの世帯の方と昼食会を開催し、ボランティアの手作り料理を会食しながら、高齢者同士やボランティアとの交流、園児とのふれあい等を行い、高齢者の孤独感の解消・仲間づくりに努めている。
ふれあい福祉センター	巻地区内にある社会福祉センター。新潟市社会福祉協議会が指定管理を受けている。福祉団体やボランティアグループ等へ、会議室・研修室を利用してもらう貸館事業を展開している。
ホームページ	インターネット上で情報を提供する形式の1つ。ウェブページのこと。文章、画像、音などで構成する。
保健師	病気の予防や健康の保持・増進、傷病者の療養指導など、地域住民の健康生活に必要な保健指導に従事する。主に保健所や市役所・町村役場の住民保健部署で働いている。
地域保健福祉センター	地域における母子保健・老人保健の拠点。保健所とは異なり、市町村レベルでの健康づくりの場。
ボランティアコーディネーター	ボランティアを行いたい人とボランティアを受けたい人を調整する人（コーディネーター）又はその立場をいう。
ボランティアセンター	地区又は職場や学校においてボランティアに関する事務を行い、ボランティアの活性化を図る組織。ボランティア情報の収集と発信、ボランティアコーディネート業務、広報誌の発行、ボランティアに関する教育・研修の場、ボランティアの情報交換の場として機能している。
<b>ま 行</b>	
マザーズサロン新潟	子育てしながら就職を希望する方を対象とした就職相談等の窓口。ハローワークが行っている。
民生児童委員	民生委員法に基づき、市民の中から選ばれ、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の特別職地方公務員。地域住民の様々な悩みごとの相談受付や関係機関との橋わたし、要援護者の生活支援などを中心に、社会福祉の増進に努め、地域社会と行政のパイプ役として、広範囲な活動を行う。
<b>や 行</b>	
友愛訪問	ボランティアの訪問員が、貧困者や一人暮らし高齢者等の自立を促すため個別訪問する活動。
有償ボランティア	福祉活動等に際して交通費、食費、報酬が保障されていることをいう。
<b>ら 行</b>	
老人クラブ	(おおむね) 60歳以上の人で構成される、地域の自主的な高齢者活動グループ。
老人福祉センター	無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応じるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設。

わ 行	
わくわく親子健康づくり教室	市内幼稚園の園児と保護者を対象に、食育に関するエプロンシアターを行い、併せて栄養についてのミニ講話を実施する。
英 数	
NPO	「Nonprofit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略で、広義では、非営利団体のこと。狭義では、非営利での社会貢献活動や慈善活動を行う市民団体のこと。
DIG（災害時図上訓練）	地図を用いて地域で大きな災害が発生する事態を想定し、地図と地図の上にかける透明シートとペンを用いて、危険が予測される地帯または事態をシートの上に書き込んでいく訓練のこと。

## **新潟市西蒲区地域福祉計画 新潟市西蒲区地域福祉活動計画**

発行：新潟市西蒲区健康福祉課 発行年月：平成21年(2009年)3月

### **問合先**

#### **西蒲区健康福祉課**

〒953-8666 新潟市西蒲区巻甲2690番地1  
TEL 0256-72-8358 FAX 0256-72-3133  
E mail kenko.nsk@city.niigata.lg.jp

#### **西蒲区社会福祉協議会**

〒953-0041 新潟市西蒲区巻甲4363番地巻ふれあい福祉センター内  
TEL 0256-73-3356 FAX 0256-73-4914  
E mail maki294@jasmine.ocn.ne.jp



豊かな自然  
豊かなこころ  
西蒲区